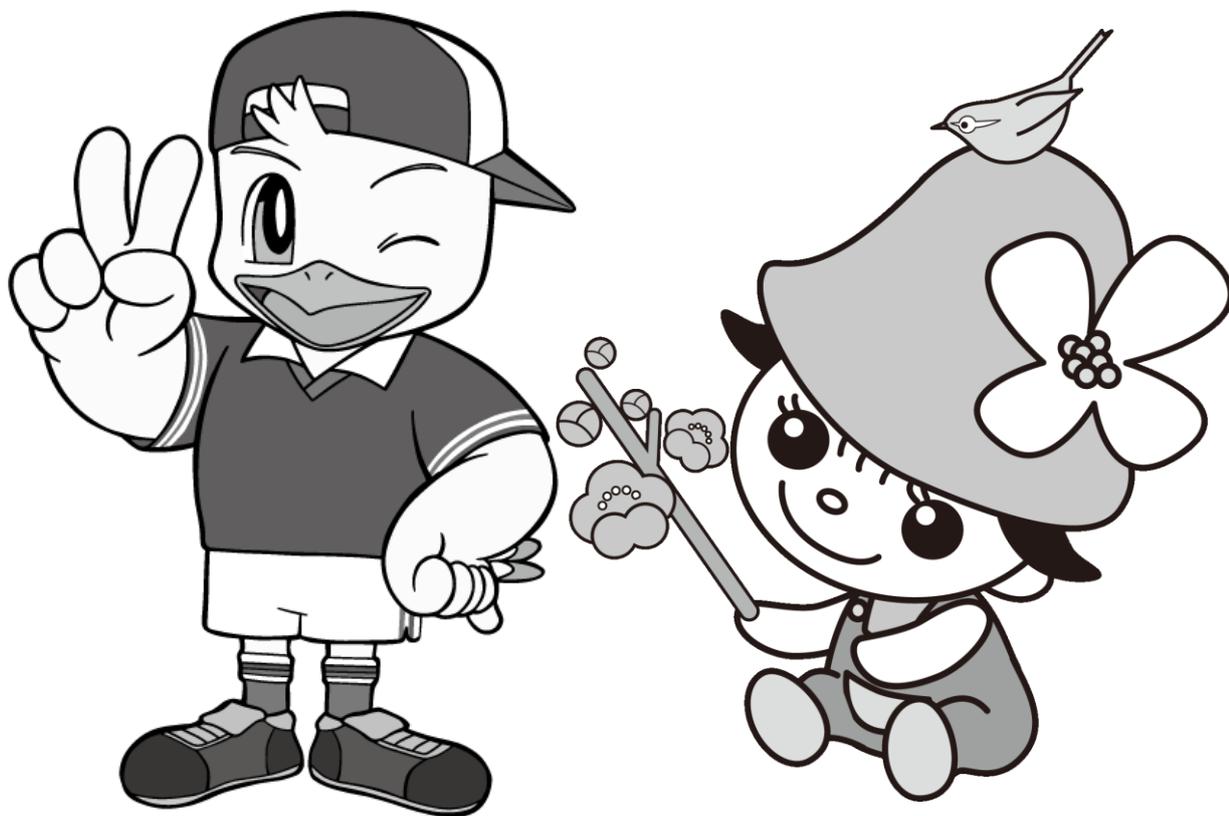


港北区 自治会町内会

# 活動のしおり



横浜F・マリノス マリノスケ

©Y.F.MARINOS/SCBF

©横浜市港北区ミズキー

港北区連合町内会  
平成28年3月改訂

# 目 次

## I はじめに

自治会町内会長の一年	2
自治会町内会へのお願い事項（一覧）	3
自治会町内会の活動支援（補助金等・一覧）	5
地域で活動する団体・委員（一覧）	7
地区連合と自治会町内会一覧	9

## II 自治会町内会の活動・運営と区役所からの依頼事項について

1 自治会町内会現況届の提出	11
2 広報紙の配布	12
3 行事開催届【イベントで食品等を取り扱うとき】	12
4 露店等開設届【イベントで火気を取り扱う露店業者が出店するとき】	13
5 合同メール	13
6 ごみ集積場所の設置・管理、資源集団回収	14
7 自治会町内会の法人化	14

## III 自治会町内会の活動支援について

1 地域活動推進費補助金	16
2 LED防犯灯設置事業	17
3 防犯灯維持管理費補助金	19
4 町の防災組織活動費補助金	20
5 自治会町内会館整備費補助事業及び自治会町内会館整備融資	21
6 地域の子カラ応援事業	22
7 港北みんなの助成金	23
8 「港北区ミズキー」着ぐるみの貸出	24
9 ホームページについて	25
10 中高層建築物新設の情報提供	26
11 活動中のケガや事故について（横浜市市民活動保険制度）	27
12 特別相談	28

## IV 地域で活動する団体・委員について

1 明るい選挙推進協議会推進員・地区代表	29
2 国勢調査調査員	29
3 スポーツ推進委員	30
4 青少年指導員	30
5 消費生活推進員	31
6 環境事業推進委員	31
7 民生委員・児童委員、主任児童委員	32
8 保健活動推進員	32
9 食生活等改善推進員会（ヘルスメイト）	33
10 友愛活動員	33
11 家庭防災員	34
12 消防団員（※自治会町内会の推薦はありません）	34

## V その他

1 区役所の窓口案内	34
2 自治会町内会Q & A	38

# I はじめに

自治会町内会は、同じ地域に住む人々が協力し合って、地域のさまざまな課題に対応したり、イベントを通して地域の絆を深めるなど、住みよい地域を目指して活動を行う自治組織で、その地域に住む人は誰でも、会の趣旨に賛同して加入できます。

そして、自治会町内会長・役員の皆様には、自治会町内会活動の中心となって地域社会の向上発展にご尽力いただいています。

自治会町内会の活動は、それぞれの自治会町内会によって内容はさまざまですが、大きく次の3つの活動に分けられます。

## 1 きれいで安全安心なまちのために（清掃・防犯・防災活動など）

ごみ集積場所の管理や資源物の回収、地域清掃活動、防犯パトロールや防犯灯の維持管理などといった、きれいな街づくり、安全で暮らしやすい街づくりのための活動をしています。

大地震などの「もしも」の時に備えて、初期消火活動や炊き出しなどの防災訓練、地域防災拠点の訓練、水や非常食などの防災備蓄物資の管理などを行っています。

また、災害発生時に自力で避難することが困難な人（災害時要援護者）の安否確認などができるように、災害時要援護者の把握などに取り組む団体もあるなど、自治会町内会は「共助」の主要な担い手として活動しています。

このほかにも、子どもたちが安全に通学できるよう、通学路の交通安全対策や見守り、パトロールなども実施しています。



## 2 地域の絆づくりのために（行事やイベントの開催、情報提供など）

地域の交流は円滑な地域活動づくりに欠かせません。運動会、盆踊り・夏祭りなどのレクリエーションのほか、敬老会、子ども会などを通じて日ごろからご近所同士が気軽に交流し、絆を深める機会を作っています。

また、広報よこはまの配布、地域に密着した地域情報を回覧や掲示板のポスターでお知らせしているほかに、空き巣など近隣で連続する事件があったときや、悪質な訪問販売などに対する注意喚起のお知らせなど、日々の暮らしに役立つ情報をお知らせしています。

## 3 誰もが安心して暮らせるために（見守り・交流活動など）

定期的な食事会やサロンなどの開催、訪問活動などといった、ご近所同士の交流や支えあい、見守り活動などを通じて、高齢者や子育て中の世帯、障がいがある方など、誰もが安心して暮らし続けられるための活動を行っています。

## 自治会町内会長の一年

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自治会町内会現況届の提出【P.11】	提出	※変更がありましたら、随時ご連絡ください										依頼
地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金【P.16,18】	申請			決定通知 →請求								依頼
LED 防犯灯の設置【P.17】			申請			工事（設置と判断された箇所）						
「町の防災組織」活動支援費補助金【P.19】	申請			決定通知 →請求								依頼
自治会町内会の法人化（地縁による団体の認可）【P.14】	随時受付しています											
自治会・町内会館整備 補助金【P.20】	案内	----->		申込 締切	審査→補助決定 （工事の着工・補助金交付は翌年度）							
合同メール（掲示・回覧・会長あて資料の送付）【P.13】	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○
	※区連合町内会定例会開催後に発送を行います											
広報よこはま・県のたよりの配布【P.12】	毎月10日までに配布をお願いします											
ヨコハマ議会だよりの配布【P.12】		○			○			○				○
	広報よこはま・県のたよりと一緒に10日までの配布をお願いします											
広報配布謝金のお支払【P.12】							○					○
日本赤十字社資		依頼	---->		送金							
区社会福祉協議会世帯会費 社会を明るくする運動会費			依頼	---->		納入						
共同募金 年末たすけあい						依頼	----->		送金			
保護司会更生保護活動協力費	依頼											
体育協会 会費			依頼	---->		納入						
防犯協会 会費	依頼											
行事その他		地域防災拠点運営委員会 連絡協議会 総会		自治会町内会研修会（予定）			ふるさと港北ふれあいまつり 港北ほくほくフェスタ 公園愛護のつどい	年末年始の収集日程（回覧依頼） 連絡協議会	地域防災拠点運営委員会	港北区新年賀詞交換会 港北区消防出初式・港北駅伝	大倉山観梅会 明るい選挙推進大会	自治会町内会長感謝会 （永年勤続表彰）
	←自治会町内会総会											

区連合町内会定例会の開催日：毎月 22 日（土休日の場合はその前後）

※ 8 月・12 月は休会

## 自治会町内会へのお願い事項

		お願いの内容
自治会町内会現況届の提出		会長の連絡先など、自治会町内会・地区連合町内会の状況を把握させていただくため、毎年度当初に「現況届」の提出をお願いしています。現況届の提出後、年度途中で変更がありましたら、地域振興課地域活動係までお知らせください。
広報紙の配布		広報紙（広報よこはま港北区版、県のたより、ヨコハマ議会だより）を、自治会町内会加入のすべての世帯に配布いただくとともに、未加入の世帯にもお配りいただくよう、ご協力をお願いしています。広報紙の配布担当者・部数に変更がありましたら、区政推進課広報相談係までご連絡をお願いします。
選挙啓発ポスターの掲示・選挙啓発チラシの回覧		選挙実施時、投票日などをお知らせする選挙啓発ポスターの掲出・選挙啓発チラシの回覧をお願いします。
イベント開催時	行事開催届	【自治会町内会が主催するイベントで食品を提供する場合】 イベントの主催者（自治会町内会）は、食品を提供するブースを出店する方や提供する食品、調理方法などを記載した「行事開催届」を、生活衛生課食品衛生係まで提出をお願いします。
	露店等開設届	【不特定多数の方が集まる催しでコンロ等を使う場合】 【自治会町内会のお祭りでコンロ等を使う露店業者が出店する場合】 コンロ等を使用する露店等（露店、屋台、キッチンカー等）を開設する場合、開設者（主催者の取りまとめ提出も可）は港北消防署予防課へ届出をお願いします。
港北区社会福祉協議会からのお願い事項	日本赤十字社資	日本赤十字社が活動を行うために、皆様にご協力いただく活動資金「社資」は、区内の火事等に見舞金や13地区に対する地域防災資材整備費の助成、献血事業、世界各地の風水害・震災被災者の国際支援などに活用されています。
	港北区社会福祉協議会世帯会費	港北区社会福祉協議会では、在宅福祉サービスや小地域活動支援等の地域福祉活動の実施にあたり、港北区連合町内会のご理解ご協力により世帯会費制を導入しています。
	社会を明るくする運動実施委員会会費	罪を犯した人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ更生保護活動を港北区内で推進していくにあたり、「社会を明るくする運動実施委員会会費」の募集についてご協力をお願いします。
	赤い羽根共同募金年末たすけあい	民間の社会福祉活動を支援する総合的な募金活動で、自治会町内会には募金封筒による個別募金への協力呼びかけと取りまとめをお願いします。 ご協力いただいた募金は、港北区社会福祉協議会を通じて港北区全体の地域福祉向上のために活用されます。

～自治会町内会についての情報提供や配布物・掲示物、届出などのご協力をお願いします。

<p>お願いする時期 提出先・お問い合わせ先</p>	<p>備考</p>	<p>詳細</p>
<p>毎年3月～4月 <b>地域振興課地域活動係</b> ☎540-2234</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況届はできるだけ早めにご提出くださいますようお願いいたします。</li> <li>・現況届の「加入世帯数」欄には4月1日現在の加入世帯数をご記入ください。 (地域活動費推進費補助金の算定根拠となります。)</li> </ul>	<p>P.11</p>
<p>通年 <b>区政推進課広報相談係</b> ☎540-2222</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配布部数に応じて配布謝金をお支払いたします。 広報よこはま：9円/部、県のたより：8円/部 ヨコハマ議会だより：4円/部</li> <li>・毎月末日までに、配送業者を通じてお届けします。 毎月10日までに各世帯へ配布をお願いします。</li> </ul>	<p>P.12</p>
<p>選挙実施時 <b>総務課統計選挙係</b> ☎540-2213</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市選挙管理委員会から、直接自治会町内会担当者様あて郵送されます。</li> </ul>	<p>—</p>
<p>イベント開催の2週間前まで <b>生活衛生課食品衛生係</b> ☎540-2370</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品を取り扱うイベントを開催する際は、まずは生活衛生課にご相談ください。</li> <li>・行事開催届には、ブースや手洗い場、トイレ等の明記された会場図等を添付してください。</li> </ul>	<p>P.12</p>
<p>イベント開催の5日前まで <b>港北消防署予防課</b> ☎546-0119</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会町内会のお祭り、運動会などで住民の方がコンロ等を使う場合は届出の対象となりません。</li> <li>・コンロ等を使う場合は、消火器の準備をお願いします。 ※「コンロ等」とは、コンロ、発電機等を指します。</li> </ul>	<p>P.13</p>
<p>毎年5月～6月 日本赤十字社港北区地区委員会 (港北区社会福祉協議会内) ☎547-2324</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年5～6月を赤十字運動推進期間として、社資の募金につとめています。</li> </ul>	<p>—</p>
<p>毎年6月 港北区社会福祉協議会 ☎547-2324</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯会費については、地区連合町内会もしくは自治会町内会単位で取りまとめをお願いしています。</li> </ul>	<p>—</p>
<p>毎年6月～8月 港北区「社会を明るくする運動」 実施委員会 (港北区社会福祉協議会内) ☎547-2324</p>		<p>—</p>
<p>毎年9月～12月 神奈川県共同募金会港北区支会 (港北区社会福祉協議会内) ☎547-2324</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤い羽根共同募金は9月下旬頃、年末たすけあいは10月中旬頃に、募金封筒などの資材が送付されます。</li> </ul>	<p>—</p>

## 自治会町内会の活動支援（補助金等）

		名称・支援対象（補助金・融資の対象など）	申請できる団体
自治会町内会の地域活動全般	補助金	<b>地域活動推進費補助金</b> ・事務費（会議開催経費、会館維持管理費等） ・事業費（美化活動、レクリエーション活動、子供会や老人クラブへの助成 など） にかかる経費の一部を補助します。	自治会町内会 地区連合町内会
防犯灯の設置等	市が設置 します	<b>LED 防犯灯設置事業</b> LED 防犯灯（電柱共架・鋼管ポール）の新設等	自治会町内会
防犯灯の維持管理	補助金	<b>防犯灯維持管理費補助金</b> 自治会町内会が所有・管理する防犯灯の電気料金・修繕費の一部を補助します。	自治会町内会 地区連合町内会
防災活動	補助金	<b>町の防災組織活動費補助金</b> 自治会町内会で結成された「町の防災組織」が行う防災活動にかかる経費（会議費、訓練費、資機材購入費等）の一部を補助します。	自治会町内会
自治会町内会館の整備 （新築・購入、増築、改修、修繕）	補助金	<b>自治会・町内会館整備費補助事業</b> 会館整備に要する経費の一部を補助します。	自治会町内会 地区連合町内会
	融資	<b>自治会・町内会館整備融資</b> 会館整備に要する経費を、市と協定を結んだ金融機関が融資します。	法人化した 自治会町内会 地区連合町内会
地域の課題解決や魅力アップを目的に新たに行う事業	補助金	<b>地域のチカラ応援事業</b> ① <b>地域元気づくりコース</b> 自治会町内会を含む2つ以上の団体が連携して取り組む事業の経費を補助します。 ② <b>スタートアップコース</b> 地域課題解決や住民のために新たに始める事業の経費を補助します。 ③ <b>チャレンジコース</b> 地域活動など取組実績のある団体が行う「福祉保健」「文化芸術」「地域まちづくり」分野の事業の経費を補助します。	①自治会町内会・地区連合町内会と地域活動団体等との連携体 ②③5人以上の港北区在住・在勤・在学者で構成された団体
地域で行う非営利な地域福祉推進のための事業	補助金	<b>港北みんなの助成金</b> 複数の横浜市民を対象とした、区内もしくは市内で行う事業（※）の一部を補助します。 ※サロン・家事援助、視覚・聴覚障がい者支援、障がい児者自立支援、イベント・情報誌発行、ひつとプラン地区別計画推進等の区分があります。	港北区内に活動拠点を置き、横浜市・港北区の地域福祉推進のために事業を行う団体
「港北区ミズキー」着ぐるみの貸出	貸出	<b>自治会町内会のイベント（健民祭等）に、着ぐるみを貸し出します。</b>	自治会町内会その他活動団体

～活動内容に応じて各種支援メニューを用意していますので、ぜひご活用ください。

支援内容(補助率・限度額など)	申請先・申請時期	備考	詳細
自治会町内会 事業費の1/3 (上限=加入世帯数×700円) 地区連合町内会 (①+②) ①基礎的支援費 12万円(定額) ②事業費の1/3 (上限=加入世帯数×170円+5万円)	<b>地域振興課地域活動係</b> <b>6月末締切</b> ※申請書類・事務の手引きは4月に送付します。	・自治会町内会館の整備、防災活動などで他の補助金の交付を受ける場合、当該経費は地域活動推進費補助金の対象経費から除外となります。	P.16
自治会町内会からの要望を受け、市の予算で設置します。	<b>地域振興課地域活動係</b> <b>7月末締切</b>	・要望状況により、設置できないことがあります。	P.17
4月1日現在の補助対象防犯灯数に対して、年額2,200円/灯	<b>地域振興課地域活動係</b> <b>6月末締切</b> ※申請書類・事務の手引きは4月に送付します。	・申請書類は、地域活動推進費補助金の申請書と一緒になっています。	P.19
加入世帯数×160円	<b>総務課庶務係</b> <b>6月末締切</b> ※申請書類・事務の手引きは4月に送付します。	・本補助金で申請した活動は、地域活動推進費補助金の補助対象経費とすることはできません。	P.20
整備等にかかる経費の1/2 (上限) 新築・購入：97,200円/㎡かつ1,200万円 増改築：500万円、修繕：200万円	<b>地域振興課地域活動係</b> <b>工事実施前年の7月末</b>	・本補助金の申請を行った会館整備事業は、地域活動推進費補助金の補助対象経費にはできません。	P.21
(融資限度額) 新築・購入・増築・改修 1,200万円 修繕 500万円 ※各金融機関が定める金利が適用されます。	市の補助決定後、融資実施金融機関に申し込みます。	・法人化している必要があります。 ※実施金融機関：横浜銀行、横浜信用金庫、神奈川銀行	P.21
①補助率9/10、限度額25万円/年 ※最長5か年 ②補助率4/5、限度額5万円/年 ※最長2か年 ③補助率4/5、限度額30万円/年 ※②を含め最長5か年	<b>地域振興課</b> <b>地域力推進担当</b> <b>前年度の3月中旬締切</b> ※毎年1月下旬～2月頃に募集期間が決定されます。	・区社会福祉協議会「みんなの助成金」の助成を受ける事業は補助を受けることができません。 ・③は、申請後「公開提案会」でのプレゼンテーションがあります。	P.22
助成区分、実施内容、区民の割合により限度額が異なります。	<b>港北区社会福祉協議会</b> <b>毎年4月受付</b> (受付期間は毎年異なります。)	・「地域のチカラ応援事業」の補助を受ける事業は助成を受けることができません。	P.23
最長4日間貸出できます。 ※中に入る人(160cm程度)は手配ください。	<b>区政推進課広報相談係</b> <b>貸出希望日の1か月前～7日間の間に予約、申請</b>	・空き状況をご確認の上、申請ください。 (☎540-2221～3)	P.24

※「加入世帯数」は、4月1日現在の自治会町内会・地区連合町内会の加入世帯数を指します。

## 地域で活動する団体・委員

委員名	活動内容	任期
明るい選挙推進協議会 推進員・地区代表	「きれいな選挙」「積極的な投票参加」をめざし、選挙に関する啓発イベントなどの活動を行うほか、選挙時の業務へのご協力をお願いしています。	2年
投票所の投票管理者・ 投票立会人	選挙実施の際、当日投票所の投票管理者1名・投票立会人2名の推薦を、地区連合町内会長を通じてお願いしています。	-
国勢調査調査員	5年に一度実施される国勢調査で、調査票等を配布・回収する調査員の推薦をお願いしています。	-
スポーツ推進委員	地域のスポーツ振興を目的に市長から委嘱される非常勤の特別職公務員で、港北駅伝大会等の区・地区・自治会町内会を単位としたスポーツ大会等の企画実施のほか、横浜マラソン等のスポーツ大会等への事業協力を行います。	2年
青少年指導員	地域社会における青少年の自主的な活動と、その育成組織の活動を推進し、青少年の健全育成を図ることを目的に市長から委嘱されて活動しています。	2年
消費生活推進員	悪質商法などの消費者被害防止に関する啓発講座の開催や、環境にやさしい購買行動の推進、自治会町内会に向けた情報発信などの活動をしています。	2年
環境事業推進委員	地域においてごみの減量による脱温暖化に向けた3R（リデュース・リユース・リサイクル）行動の推進、清潔できれいな街づくりに取り組んでいます。	2年
民生委員・児童委員 主任児童委員	厚生労働大臣から委嘱される非常勤の特別職公務員で、地域住民の福祉や生活援助活動など、地域福祉の推進役として相談援助活動や行政・専門機関との連絡調整などの活動をしています。	3年
保健活動推進員	地域における健康づくりの推進役として、生活習慣病予防などの健康づくり活動や各地域での体力測定、ウォーキングなどの活動を行っています。	2年
食生活等改善推進員会 (ヘルスメイト)	「実践しましょう 健康づくり」を合言葉に食を通じて地域での仲間づくりをしながら栄養・運動・休養の三本柱を中心に子どもから大人までの食育活動を行っています。	-
友愛活動員	地域における高齢者福祉の向上を目的に、高齢者に対する友愛援助（話し相手や日常生活援助など）や高齢者福祉に関する情報の提供などを行っています。	2年
家庭防災員	自らの家庭は自らの手で守る「自助」から始まり、地域防災の担い手としても活躍いただくことを目指した研修を受講いただき、終了後は地域の自主活動や防災訓練に参加いただいています。	-

◆消防団員として活動いただける方を募集しています。

消防団員	自分の職業や学業を持ちながら、平常時は地域の防火・防災の担い手として、災害発生時には消火・警戒などの消防活動を行い、地域の防災リーダーとしての役割を担う、特別職の地方公務員です。	-
------	---	---

※推薦依頼時期はおおよそその目安のため、実際にお願ひする時期が前後することがあります。

～自治会町内会や地区連合町内会に、公益的な活動を行う委員等の推薦をお願いしています。

推薦依頼時期	担当	備考	詳細
次回) 28年11月～29年1月 以降30・32年度と隔年で依頼	総務課統計選挙係 ☎540-2213	・各自治会町内会から推進員、地区連合町内会から地区代表の推薦を依頼します。	P.28
選挙実施時に依頼	総務課統計選挙係 ☎540-2213	・投票管理者は選挙前日と当日、投票立会人は選挙当日の従事をお願いしています。	-
次回) 32年3月～5月頃 以降5年ごとに依頼	総務課統計選挙係 ☎540-2213	・各自治会町内会から調査区数に応じた人数の推薦をお願いします。	P.28
次回) 28年11月～29年2月 以降30・32年度と隔年で依頼	地域振興課 生涯学習支援係 ☎540-2240	・推薦報告書を作成し、地区連合町内会長へ提出をお願いします。 ・地区連合町内会長に、各地区協議会役員の選任をお願いします。	P.29
次回) 29年11月～30年2月 以降31・33年度と隔年で依頼	地域振興課 生涯学習支援係 ☎540-2239	・各地区連合町内会の自治会町内会数、世帯数等に応じた人数の推薦をお願いします。	P.29
次回) 28年11月～29年2月 以降30・32年度と隔年で依頼	地域振興課 地域活動係 ☎540-2244	・各自治会町内会から原則1名の推薦をお願いします。	P.30
次回) 28年11月～29年2月 以降30・32年度と隔年で依頼	資源循環局 港北事務所 ☎541-1220	・各自治会町内会から原則1名の推薦をお願いします。	P.30
次回一斉改選) 28年5月～8月 以降3年ごとに改選依頼 欠員補充は毎年7・2月に依頼	福祉保健課 運営企画係 ☎540-2339	・民生委員、児童委員の推薦にあたっては地区推薦準備会を、主任児童委員の推薦にあたっては連合地区推薦準備会を開催し、候補者の選考をお願いします。	P.31
次回) 28年11月～29年2月 以降30・32年度と隔年で依頼	福祉保健課 健康づくり係 ☎540-2362	・各自治会町内会から1名(250世帯を超えるごとに1名追加)の推薦をお願いします。	P.31
-	福祉保健課 健康づくり係 ☎540-2362	・食生活等改善推進員会は、「食生活等改善推進員セミナー」の修了者で組織されています。	P.32
次回) 30年3月頃 以降32・34年度と隔年で依頼	高齢・障害支援課 高齢・障害係 ☎540-2317	・区老人クラブ連合会会長が候補者を市老人クラブ連合会に推薦し、委嘱されます。 (区老人クラブ連合会 ☎547-6506)	P.32
受講者推薦) 毎年11月～3月	港北消防署 予防係 ☎546-0119	・毎年自治会町内会から推薦をいただき、1年間で防火対策、救急法、風水害対策、震災対策の研修を行います。	P.33

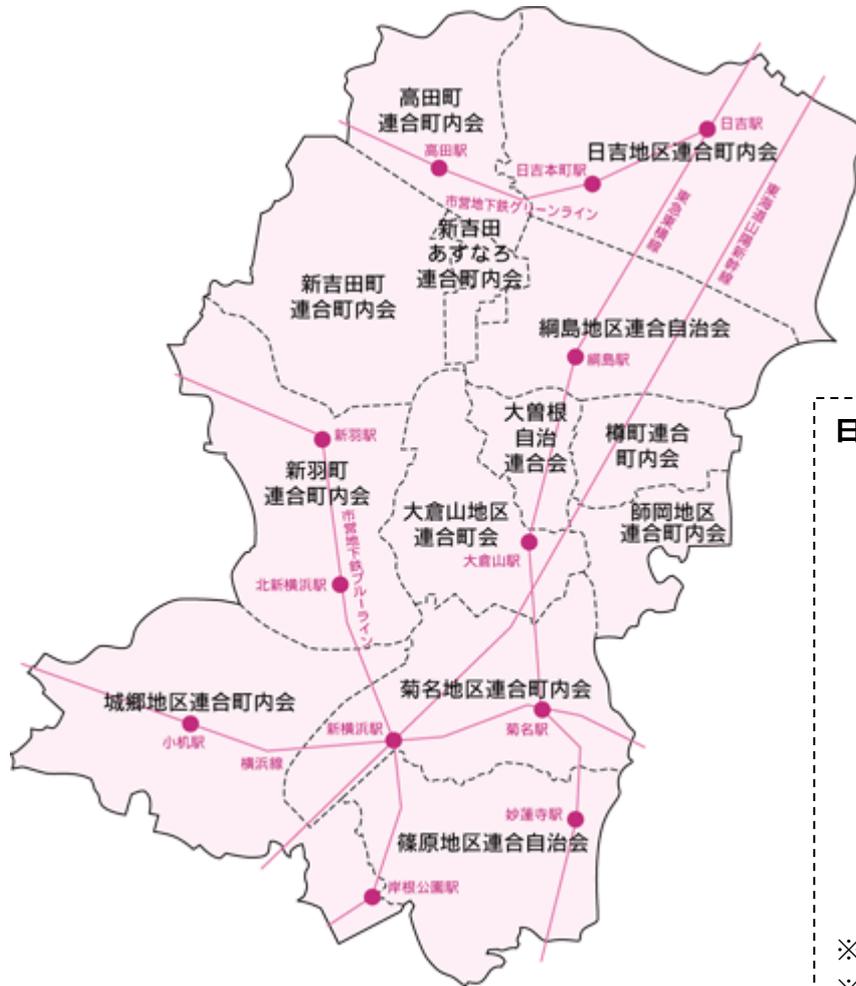
～自治会町内会からの推薦によらずに広く募集しています。

-	港北消防署 庶務課 ☎546-0119	・年齢18歳以上で横浜市内在住・在勤・在学の方は入団できます。 ・港北区内の商店街では、消防団員とその家族に対して店舗でサービスを提供する「港北消防団員協力の店」があります。	P.33
---	---------------------------	--	------

## 地区連合と自治会町内会一覧

～港北区には、13の地区（地区連合町内会）に分かれ、151の自治会・町内会があります。

※印の自治会町内会は、地区連合町内会未加入の自治会町内会です。



### 日吉地区連合町内会

- 日吉本町東町会
- 日吉本町西町会
- 日吉町自治会
- 日吉台町内会
- 日吉町宮前自治会
- 常盤会自治会
- 下田町自治会
- サンヴァリエ日吉自治会
- コンフォール南日吉自治会
- 箕輪町町内会
- 日吉第7コーポ自治会
- さかえ住宅自治会
- ※日吉第三コーポ自治会
- ※日吉第5コーポ本館自治会
- ※日吉第5コーポ別館自治会
- ※キャッスル日吉自治会

### 網島地区連合自治会

- 網島温泉町自治会
- 網島中町自治会
- 網島東町自治会
- 網島東親和会
- 網島中央町会
- 網島上町自治会
- 網島親友会
- 網島西広町自治会
- 網和会
- 北網島自治会
- 網島住宅自治会
- 網島本町自治会
- グリーンサラウンドシティ自治会

### 大曽根自治連合会

- 大曽根上本町会
- 菰西会
- 真菰会
- 大曽根中町会
- 中央懇話会
- 親交会
- 大曽根六地区町会
- 巽会
- 大曽根上町会
- 親和会
- 大曽根東会
- 大曽根本町町会
- 大曽根睦会
- 大友会
- 大曽根新生会
- 桃友会
- 盟友会
- 大曽根北部自治会
- 大曽根南台町内会
- あけぼの会
- ガーデンズ会
- ドレッセ大倉山自治会
- ※大曽根みのり会

**樽町連合町内会**

樽町町内会  
樽町第一親和会  
樽町第二親和会  
樽町第三親和会  
大倉山自治会  
琵琶畑自治会  
樽町サンハイツ自治会  
ガーデンコート自治会  
パークシティ綱島自治会

**菊名地区連合町内会**

大倉山喜久和会  
菊名北町町内会  
錦が丘町内会  
表谷町内会  
泉ヶ丘町内会  
大豆戸町内会  
ふじ町内会  
大倉山ハイム町内会  
新横浜町内会  
新横浜自治会  
※アデニウム新横浜自治会

**師岡地区連合町内会**

師岡打越町内会  
師岡南町内会  
師岡仲町内会  
師岡表谷町内会

**大倉山地区連合町会**

市之坪町会  
太尾中町会  
太尾宮前町会  
大倉山神明町会  
太尾下町会  
太尾南町会  
太尾西町会  
大倉山明和会  
大倉山白樺町会  
太尾親和町会  
大倉山コーポラス自治会  
大倉山第2コーポラス自治会  
秀和大倉山レジデンス自治会  
ライオンズマンション大倉山自治会  
コスモ大倉山自治会  
大倉山ハイム自治会  
コスモサンディック  
レジデンス大倉山自治会  
エクステ大倉山自治会

**篠原地区連合自治会**

菊名南町自治会  
富士塚自治会  
篠原町自治会  
篠原西町自治会  
仲手原自治会  
仲手原南自治会  
篠原台町自治会  
篠原コーポラス自治会  
篠原東自治会  
篠原町グリーンコーポ  
自治会

**城郷地区連合町内会**

小机大堀町内会  
小机堀崎町内会  
小机土井町内会  
小机宿根町内会  
小机矢之根町内会  
小机愛宕町内会  
小机東町内会  
鳥山町自治会  
岸根町町内会

**新羽町連合町内会**

新羽町町内会  
新羽町中之久保町内会  
新羽町南町内会  
新羽町中央町内会  
新羽町大竹町内会  
北新羽町内会  
新羽町自治会  
クリオ新横浜北自治会

**新吉田連合町内会**

新吉田本町町内会  
新吉田第二町内会  
新吉田町会  
新吉田北部町内会  
吉住会  
新吉田南町会  
新吉田東町会  
新吉田西部町内会  
新吉田第四自治会  
新吉田中央町内会  
新吉田新生町内会  
新吉田町綱島ハイム町内会

**新吉田あすなろ連合町内会**

新吉田第一町内会  
新和会  
新吉会  
新吉田自治会  
新吉田いつな町内会  
グリーンコーポ綱島自治会  
ライネスハイム綱島町内会  
綱島パーク・ホームズ自治会

イトーピア綱島  
コンドミニウム自治会  
フォルム綱島  
クレストワーズ自治会

**高田町連合町内会**

高田町内会  
高田町住宅自治会  
高田町住宅親交会  
高田東町会  
高田町親和会  
高田中央町内会  
自治会しらさか  
高田西原自治会

## II 自治会町内会の活動・運営について

### 1 自治会・町内会現況届の提出

担当	地域振興課 地域活動係 ☎540-2234
ホームページ	<a href="http://www.kouhoku-kurenkai.net/download.html">http://www.kouhoku-kurenkai.net/download.html</a>
現況届のダウンロード	上記港北区連合町内会 HP からダウンロードできます。

自治会町内会の現況を把握し、地域と市との連携を図るため現況届の提出をお願いしています。

#### (1) 内容

- ア 自治会町内会名
- イ 会長の氏名、連絡先
- ウ 回覧物・防犯灯・会館担当者の氏名・連絡先
- エ 加入世帯数、班数、掲示板数
- オ 会費
- カ その他（お問合せ先等）

#### (2) 依頼時期等

依頼時期 3月末～4月初

※年度途中で変更があった場合は、地域活動係までご連絡ください。

#### (3) 現況届記載の情報の提供について

現況届の表面に記載された内容は、今年度の自治会町内会名簿として整理し、次の目的の場合には情報を提供しますのであらかじめご了承ください。

- ① 市政及び区政の推進のため、国、神奈川県及び横浜市等（議員等含む）が業務上必要とする場合
- ② 転入者や港北宅建防犯協会、宅地開発業者等からの照会で、自治会町内会への加入促進に寄与すると認められる場合
- ③ 東京電力、東京ガス、NTTなどライフラインに関する公共事業の説明で必要な場合
- ④ 自治会・町内会管理の防犯灯（球切れ等）及び、自治会町内会館（使用等）に関するお問い合わせがあった場合
- ⑤ 転入者や港北宅建防犯協会、宅地開発業者等から加入世帯数・会費等のお問い合わせがあった場合

#### 【提供する情報の範囲】

自治会町内会名	加入世帯数
自治会町内会長（氏名・住所・電話番号）	班数（回覧必要部数）
回覧物等送付先（担当者氏名・住所・電話番号）	掲示板数
防犯灯担当者（氏名・電話番号）	自治会町内会費
自治会町内会館担当者（氏名・電話番号）	（金額・集金方法）

## 2 広報紙の配布

担当	区政推進課 広報相談係 ☎540-2222
ホームページ	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/suisin/kouhou/kuban/">http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/suisin/kouhou/kuban/</a>

市では、皆様のご協力のもとに、より良い市政情報の提供に努めています。

「広報よこはま港北区版・市版」「県のたより」「ヨコハマ議会だより」について、すべての世帯への配布をお願いしています。

	発行月	謝金額	支払時期
広報よこはま区版・市版	毎月	9円/部	10月、3月
県のたより		8円/部	
ヨコハマ議会だより	年4回(5・8・11・2月)	4円/部	

「広報よこはま港北区版・市版」「県のたより」は、原則として発行日(毎月1日)の前日(25日頃～月末)までに自治会町内会の配布担当者に配送業者がお届けします。各世帯の皆様には、10日までにお配りくださるようお願いいたします。

※ 自治会町内活動としてボランティアで広報紙を配布している際に事故等で負傷された場合、原則として横浜市市民活動保険の対象となります。事故に遭われた場合は、区役所総務課庶務係までご相談ください。

横浜市市民活動保険 → 27ページ

## 3 行事開催届

担当	生活衛生課 食品衛生係 ☎540-2370
ホームページ	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/eisei/kaisetu-s.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/eisei/kaisetu-s.html</a>
届出書のダウンロード	上記港北区ホームページからダウンロードできます。

自治会町内会が主催するイベント(盆踊り、健民祭等)で食品を提供する場合、「行事開催届」の提出をお願いします。

### (1) 対象となる行事

- 自治会町内会等の住民組織が主催するイベント、神社仏閣等の縁日祭礼などで、
- ・ 同一主催者による開催が年間5回以内、1回の開催日数がおおむね5日以内のもの
  - ・ 行事を主催する住民組織等の活動エリア及びその周辺地域で開催されるもの

### (2) 必要となる手続

区役所生活衛生課にご相談の上、「行事開催届」を、行事開催の2週間前までにご提出ください。

※ 「行事開催届」には主催者、出店者、提供食品、調理方法などを記載します。

※ 「行事開催届」には、「会場全体図(ブース・手洗い場・トイレ等を記載)」、「会場付近の地図」、チラシ、パンフレット等を添付してください。

## 4 露店等開設届

担当	港北消防署 予防課 ☎546-0119
ホームページ	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/download/">http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/download/</a>
届出書のダウンロード	上記消防局ホームページからダウンロードできます。

自治会町内会のお祭りや健民祭などで、コンロ等（鉄板焼き用コンロ・発電機等）を使用する露店業者等が出店される場合は、「露店等開設届」の提出をお願いします。

### (1) 対象となる行事

- ・不特定多数の方が集まるイベントで、コンロ等を使用するもの
- ・自治会町内会のお祭りや健民祭などで、コンロ等を使用する露店業者等が出店するもの

※ 自治会町内会のお祭りや健民祭で、住民がコンロ等を使用するものは対象となりません。

### (2) 必要となる手続

- ・コンロ等を使用する方は、消火器の準備をお願いします。
- ・コンロ等を使用する露店・屋台・キッチンカー等の開設者は、イベント開催の5日前までに港北消防署へ「露店等開設届」を提出してください。

※ 「露店等開設届」は主催者や露店等の代表者がまとめて提出することもできます。

## 5 合同メール（掲示・回覧、会長あて資料の送付）

担当	地域振興課 地域活動係 ☎540-2234
ホームページ	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/sinkou/kurenkai/">http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/sinkou/kurenkai/</a>
資料のダウンロード	上記に合同メールで送付する資料を掲載しています。

港北区連合町内会では、8月・12月を除く毎月22日（休日の場合は前営業日）に定例会を開催しています。定例会開催後、資料を各自治会町内会へ送付しています。

資料は、掲示板等に掲示をお願いするもの、回覧版等で回覧をお願いするもの、情報提供として会長へお送りするものがございます。区役所からの情報提供や自治会町内会の皆様にご依頼をするものなど様々な資料がございます。

資料は、自治会町内会現況届の「回覧物等送付先」に記載いただいたご担当者様あてに送付します。年度途中で変更等ございましたら、区役所地域振興課までご連絡ください。

自治会町内会現況届 → 11ページ

## 6 ごみ集積場所の設置・管理、資源集団回収

担当	資源循環局 港北事務所 ☎541-1220
ホームページ	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/jimusho/kohoku/">http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/jimusho/kohoku/</a>

### (1) ごみ集積場所

ごみ集積場所は住民が日々利用することから、おおむね 10～30 世帯に 1 か所を基準に、地域の皆さんの総意により設置場所を選定していただいています。新たに集積所を設置する場合や移動させたい場合には、資源循環局港北事務所にご相談ください。

また、ごみ集積場所を利用される皆様に清掃、維持管理をお願いします。

### (2) 資源集団回収

新聞・雑誌や缶・ビン・ペットボトルなど資源物の回収は、市では行わず自治会町内会単位で契約をしています。ごみの軽量化・リサイクルに向けた取組にご協力をお願いします。

## 7 自治会町内会の法人化

担当	地域振興課 地域活動係 ☎540-2234
ホームページ	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/jitikai/houjinka/">http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/jitikai/houjinka/</a>
申請書のダウンロード	上記市民局ホームページからダウンロードできます。

### (1) 認可制度について

自治会町内会が会館等の財産を保有する場合、以前は、自治会町内会は法人格を有さないために当該団体名義での登記ができず、当時の会長等の名義で登記していたことから、名義人の死亡による相続問題など財産上の問題が生じることがありました。

このような問題を解消するため、平成 3 年の地方自治法改正で、不動産を保有（保有を予定）している自治会町内会に法人格を与え、当該団体名義で不動産登記ができるようになりました。

### (2) 対象となる団体《地方自治法 260 条の 2 第 1 項》

不動産等の財産を保有（または保有を予定）している団体で、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（＝「地縁団体」）、いわゆる自治会町内会を対象としています。

### (3) 認可の条件《地方自治法第 260 条の 2 第 2 項》

認可を受けるために、地方自治法では次の 4 つの要件が求められています。

ア その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

イ その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

ウ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

エ 規約を定めていること。

(4) 認可申請の事前準備

認可申請を行う前に、当該地縁団体の現行の規約に基づき総会を開催し、認可申請について意思決定をします。あわせて、規約の決定、区域の確定、構成員の確定、代表者の決定、保有財産の確定等も審議し、団体の意思決定をします。

なお、「認可申請の意思決定」と「規約の決定等の意思決定」は、同一の総会で行われることが望ましいですが、別々の総会で決定しても構いません。

ア 規約の整備（定めなければならない事項） 《地方自治法第260条の2第3項》

目的	会議に関する事項
名称	(会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等)
区域	資産に関する事項
事務所の所在地	(保有資産の構成、取得、処分の方法及び
構成員の資格に関する事項	管理方法等)
代表者に関する事項	
(代表者の選出方法、任期、職務等)	

イ 構成員の確定

ウ 代表者の決定

エ 不動産等の資産の確定

(5) 認可申請手続き

地縁団体の代表者は、次の資料を添付して申請します。

ア 規約

イ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類（議事録）

ウ 構成員名簿

- ・世帯を構成員とすることはできないため、**個人単位の名簿**をご用意ください。
- ・当該自治会町内会のエリア内の「相当数の者」が、現に構成員となっていることが必要です。

名簿に記載された構成員の数が、  
[当該自治会町内会の加入世帯数 × 1世帯当たり人員※] の過半数  
を越えていることが必要です。

※最新の「横浜市人口ニュース」に掲載されている「1世帯当たり人員」になります。  
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/stat/jinko/news-j.html>)

エ 保有資産目録、または保有予定資産目録

オ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（当該地縁団体の事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等）

カ 申請者が代表者であることを証する書類

キ その他（規約で定める区域を示した図面等）

### Ⅲ 自治会町内会の活動支援について

#### 1 地域活動推進費補助金

<b>担当</b>	<b>地域振興課 地域活動係 ☎540-2234</b>
<b>ホームページ</b>	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/jitikai/suishinhi/">http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/jitikai/suishinhi/</a>
<b>申請書のダウンロード</b>	上記市民局ホームページからダウンロードできます。

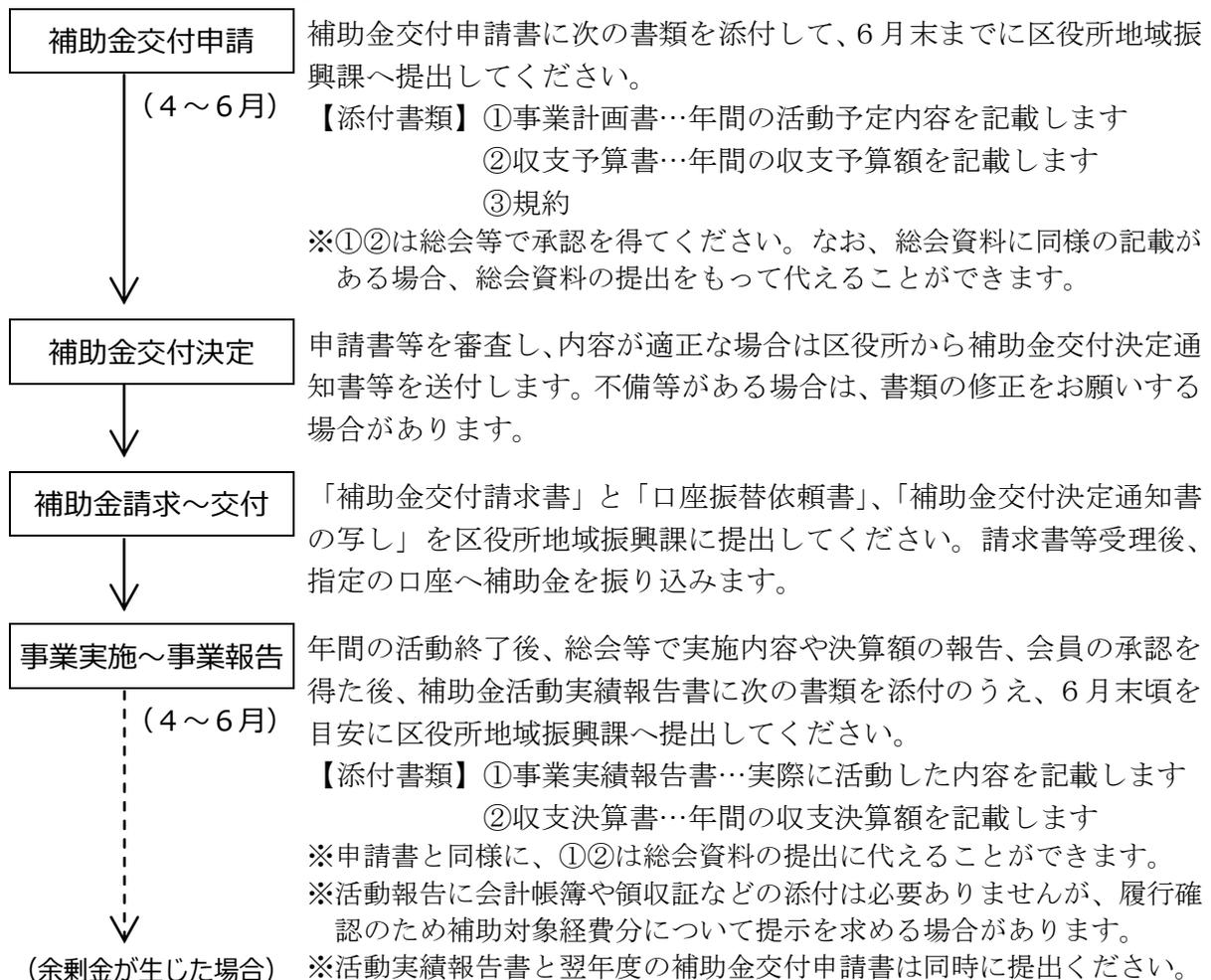
##### (1) 補助内容

補助対象	補助率	補助限度額	補助対象経費
自治会町内会	3分の1	加入世帯数×700円	事務費・事業費
地区連合町内会	定額	12万円（基礎的支援費）	
	3分の1	加入世帯数×170円＋5万円	

※加入世帯数は、毎年4月1日を基準日とします。世帯数確認のため総会資料への記載をお願いします。

※加入世帯数には、会費を減免している世帯も含まれます。規約や総会資料等への会費減免の条件や減免世帯数の記載をお願いします。

##### (2) 補助金交付手続き





ことができます。その場合、「横浜市防犯灯設置基準」に沿った設置をお願いしています。設置工事前には必ず港北区地域振興課まで御連絡ください。自治会町内会が独自に設置したLED防犯灯は市に移管（寄附）することができます。（移管後の維持管理は、市が行うこととなります。）

### (3) 防犯灯の見守り

市が管理するLED防犯灯について、電気料金の支払いや故障時の修繕などは市が行います。故障を発見されましたら、港北区地域振興課または市民局地域防犯支援課（☎671-3709）までご連絡をお願いいたします。

なお、自治会町内会所有の防犯灯については、従来どおり各自治会町内会による維持管理（電気料金負担、修理等）をお願いします。

◆横浜市管理のLED防犯灯の故障等が発見された際は、お手数ですが次の項目をお知らせください。

①**管理番号**（黄色のプレート・銀色のシールに記載されている番号です。管理番号が不明の際は、電柱番号や住所、目標物などをお知らせください。）

②**不具合の内容**（点灯していない、昼間も点灯している、点滅している など）

③**不具合発生の時期**（気づいた日）、**時間帯**

※防犯灯は、周囲の状況や他の照明との関係により、他の防犯灯より点灯する時間が遅くなる場合がありますが、この場合は故障ではありません。

◆管理番号について

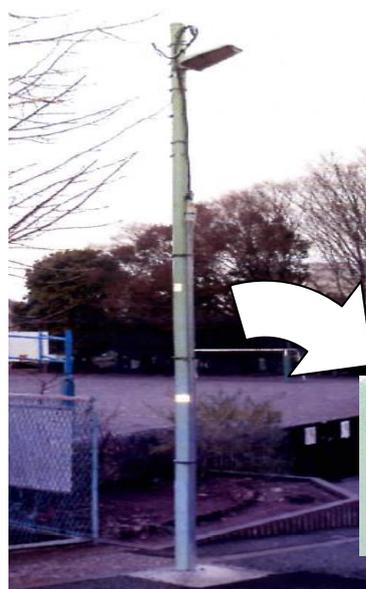
【電柱共架タイプ】

灯具横に黄色プレートがついています。



【鋼管ポールタイプ】

ポール本体に銀色シールがついています。



### 3 防犯灯維持管理費補助金

担当	地域振興課 地域活動係 ☎540-2234
ホームページ	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/jitikai/suishinhi/">http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/jitikai/suishinhi/</a>
申請書のダウンロード	(地域活動推進費と同一の申請書となります。)

夜間における犯罪発生を防止し、歩行者の通行の安全を図るため、自治会町内会所有の防犯灯の維持管理に要する経費の一部を補助します。

#### (1) 補助対象となる防犯灯

夜間の防犯および歩行者の通行の安全を図るため、不特定多数の市民が通行する道路・通路を照らしているもので、

- ①自治会町内会が所有し、かつ維持管理しているもの
- ②自治会町内会の所有となっていないものの、町内会等が維持管理を行い、かつ維持管理に要する経費を負担しているもの

※ 集合住宅の管理組合等が所有しているものでも、不特定多数の市民が通行する道路・通路を照らし、かつ自治会町内会が維持管理とその経費を負担しているものは対象となります。(補助対象の認定は、申請に基づいて、区役所が現地調査等により行います。)

※ 次の防犯灯は補助対象外となります。

- ①アパートやマンション(集合住宅)等の構内および建物内で、専ら居住者が使用する道路・通路を照らしているもの
- ②駐車場、駐輪場、階段等の照明
- ③ネオンサイン等の装飾目的の照明
- ④横浜市の所有している LED 防犯灯 など

#### (2) 補助金額等

毎年4月1日時点の補助対象灯数に対して、1灯につき年額2,200円(27年度実績)

※ 防犯灯照明の明るさ(20W・40W・100Wなど)に関わらず、防犯灯の電気代、灯具の清掃・点検・修理、蛍光灯の交換など維持管理に要する経費の一部として、一律1灯あたり年額2,200円の補助となっています。

#### (3) 申請書の提出

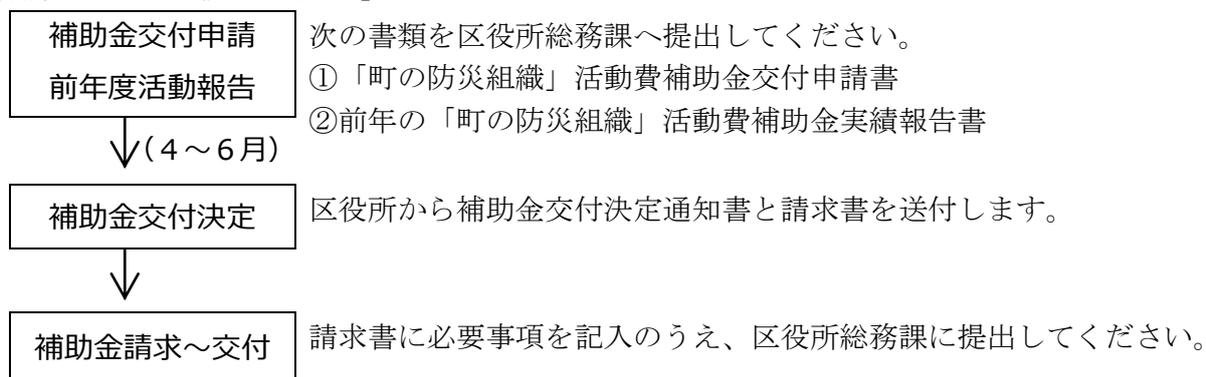
地域活動推進費の補助金交付申請書と同一の申請書用紙となっています。  
必要事項を記入の上、区役所地域振興課へご提出ください。(申請期間：4月～6月)

## 4 町の防災組織活動費補助金

担当	総務課 庶務係 ☎540-2206
ホームページ	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/community.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/community.html</a>
申請書のダウンロード	上記総務局ホームページからダウンロードできます。

災害から生命や財産を守ることを目的に、自治会町内会において結成された「町の防災組織」が行う防災活動を奨励するため、1世帯あたり160円の活動費補助金を交付しています。

### 【補助金申請手続きの流れ】



※ 詳細は、4月頃お送りする「町の防災組織」活動費補助金事務の手引きをご確認ください。

## 5 自治会町内会館整備費補助事業及び自治会町内会館整備融資

担当	地域振興課 地域活動係 ☎540-2234
ホームページ	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/jitikai/kaikan/">http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/jitikai/kaikan/</a>
手引きのダウンロード	上記市民局ホームページからダウンロードできます。

自治会町内会が活動の拠点である会館を整備する場合、整備に要する経費の一部を補助（融資）する制度です。

毎年、4月にご案内の資料を送付しています。7月末までに申請をし、市民局の審査がおりた自治会町内会は翌年度に工事を実施し、工事終了後補助金の交付を行います。7月を過ぎてから申請をされた自治会町内会は翌年度申請の対象（工事は翌々年度）となりますのでご注意ください。

自治会町内会館の新築・増築・修繕を予定している場合には、事前に港北区地域振興課地域活動係までご相談ください。

### (1) 補助申請手続きについて

- ア 会館建設のための会計口座を新たに設定して、管理してください。
- イ 会館竣工後の直近の総会で、会館建設会計及び会計監査報告をしてください。
- ウ 工事請負業者を複数の業者から選定するなど、適正な業者選定に努めてください。

### (2) 新築等の補助内容について

申請にあたって建設費用の内容審査を横浜市が実施します。

#### ア 補助事業（平成 27 年度実績）

種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2分の1	94,500円/㎡ かつ 1,200万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター 設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	500万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
改修	2分の1	500万円	建物の主要構造部の改修を含む工事 耐震補強工事を含む
修繕	2分の1	200万円	建物の維持を目的とした、改修の程度に至らない修繕

#### イ 自治会町内会館整備のための融資（法人格を付与された団体のみ）

- 新築・購入・増築・改修 1,200万円以内（10万円単位）
- 修繕 500万円以内（10万円単位）

※融資利率 … 各金融機関が定める所定の金利

※返済期間 … 10年以内（6か月の据置期間を含む）

※担 保 … 無担保（融資を受ける自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします）

## 6 地域のチカラ応援事業

担当	地域振興課 地域力推進担当 ☎540-2247
ホームページ	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/sinkou/chikara/">http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/sinkou/chikara/</a>
申請書のダウンロード	上記港北区ホームページからダウンロードできます。

地域の課題解決や地域住民のための活動を自主的・主体的に行う団体に取り組む事業に対して、経費の一部補助等により支援する「地域のチカラ応援事業」を実施しています。

### (1) 支援コースの内容と対象

#### スタートアップコース

- ・ 支援内容 補助上限額 5 万円、最長 2 年間  
(補助金の対象となる経費の 1 / 5 以上の自己資金が必要です。) 港北区役所の後援名義が使用できます。
- ・ 対 象 これから地域の課題解決や地域住民のために始めようとする事業

#### チャレンジコース

- ・ 支援内容 補助上限額 30 万円、最長 5 年間  
(補助金の対象となる経費の 1 / 5 以上の自己資金が必要です。) 港北区役所の後援名義が使用できます。
- ・ 対 象 地域での活動やイベントなどの取組実績がある団体が、「福祉保健」、「文化芸術」、「地域まちづくり」をテーマに取り組む事業  
(申請後に開催される「公開提案会」でプレゼンテーションを行います。)

#### 地域元気づくりコース

- ・ 支援内容 補助上限額 25 万円、最長 5 年間  
(補助金の対象となる経費の 1 / 1 0 以上の自己資金が必要です。) 港北区役所の後援名義が使用できます。
- ・ 対 象 自治会町内会を含む 2 つ以上の団体が連携して取り組む事業

#### パートナーシップコース

- ・ 支援内容 港北区役所の後援名義が使用できます。(補助金の交付はありません。)

※いずれのコースも、年度内に実施する複数の事業に対して後援名義を使用することができます。

※審査の結果、不交付・不承認となる場合や、補助額が申請された額から減額となる場合があります。

### (2) 募集時期

毎年 2 月中旬から 3 月中旬にかけて募集を行っています。募集開始に先立ち、区連合町内会定例会での告知のほか、広報よこはま区版などで告知します。

## 7 港北みんなの助成金

担当	港北区社会福祉協議会 ☎547-2324
ホームページ	<a href="http://www.kouhoku-shakyo.jp/index.html">http://www.kouhoku-shakyo.jp/index.html</a>
申請書のダウンロード	上記ページの「助成金情報」に情報が掲載されます。

港北区社会福祉協議会では、より豊かな市民社会の実現のために、市民の自発性のもと、港北区内もしくは横浜市内で行われる非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業を支援するため、「港北みんなの助成金」事業を実施しています。

(1) 助成対象団体 ～次に該当する団体が主催する事業が対象となります。

ア 原則として港北区に活動拠点を置き、横浜市・港北区の地域福祉推進のために事業を行う市民活動団体 (※)

イ 原則として港北区に活動拠点を置き、横浜市・港北区の障害福祉推進のために事業を行う障害当事者及び家族団体 (※)

※NPO法人、作業所・グループホーム等を運営している一般・公益社団法人を含みます。

※団体の構成員の居住区により、助成限度額が変わります。

(2) 助成対象事業 ～次の各項目を満たす必要があります。

ア 複数の横浜市民を対象とする、港北区内もしくは横浜市内で行う事業

※障害当事者が行う宿泊事業については、市外も対象とします。また日帰りハイク事業については市外のみが対象となります。

イ 宗教活動・政治活動・営利を目的とした事業ではないこと

ウ 公的サービス事業と重複しない事業

エ 横浜市社会福祉協議会からの補助・委託を受けていない事業

オ 横浜市社会福祉協議会善意銀行の配分を受けていない事業

カ 横浜市社会福祉協議会 福祉バスを利用しない事業

キ 送迎活動を行う団体の場合、道路運送法第 79 条に基づく登録を受けていること、または無償でサービスを提供していること

ク 収入合計から前年度繰越金と積立金を除いた額の 20%を超える自主財源を確保していること

(3) 助成金の区分

※年度により内容が変更となることもあります。

※助成限度額は、区分、事業内容、団体メンバーの区民割合により異なります。

区分	主な対象事業	助成限度額
区分A	支援が必要な方に対する地域福祉推進事業 (会食、配食、デイサービス、サロン等)	4万円～ 25万円
	視覚障がい者や聴覚障がい者への技術を要する直接支援事業 (音声訳・点訳・拡大写本・誘導等)	4万円～ 10万円

区分	主な対象事業	助成限度額
区分B	障がい児者及びその家族が行う障がい児者の自立支援並びに社会参加のための事業（訓練会、青年学級、趣味、スポーツ、研修等）	4万円～ 25万円
	障がい当事者やその家族などによる宿泊、日帰りハイク事業	4万円～ 5万円
区分C	「誰もが安心して暮らしていけるまちづくり」を市民参画型で行う事業（施設ボランティア、布・木のおもちゃ、セルフヘルプグループ等）	2.4万円～ 4万円
区分D	区全域を対象としたイベント事業、情報誌発行事業 （区民が参加できる対象者300名以上の行事、発行部数500部以上）	20万円
区分E	区全域を対象とした先駆的または重点的事業 （区内初の事業、住民交流拠点づくり、地区ボランティアセンター等）	50万円
区分F	障がい者の作業所や地域活動ホーム、グループホーム活動等に対する助成 ※社会福祉法人・公費事業を除く	3万円
区分G	介護予防を目的とした自助活動 （転倒骨折防止のための体操教室、自立生活支援講座など）	4万円
区分H	地区別計画推進事業 （ひっとプラン港北 地区別計画の推進を目的とした事業）	10万円

## 8 「港北区ミズキー」着ぐるみの貸出

<b>担当</b>	<b>区政推進課 広報相談係 ☎540-2222</b>
ホームページ	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/suisin/kouhou/mizkie.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/suisin/kouhou/mizkie.html</a>
申請書のダウンロード	上記港北区ホームページからダウンロードできます。

自治会町内会のイベント等に港北区ミズキーの着ぐるみを無料で貸し出しています。  
※結婚式や忘年会等の個人的な行事、店舗の開店記念セール等には貸出できません。

【貸出の流れ】予約は、貸出日の1か月前～7日前までの間に受け付けています。

空き状況を、広報相談係に確認してください。（☎540-2222）

↓ 空きがある場合

申請書を、広報相談係へご提出ください。（郵送または持参）  
※広報相談係から承認書を送付いたします。

↓

貸出期間になりましたら、広報相談係にて着ぐるみをお渡しいたします。 ※承諾書をご持参ください。

↓

使用後は陰干し等行った上で、期間内にご返却ください。  
※使用時の写真を、広報相談係までご送付ください。



©横浜市港北区ミズキー

※身長160cmくらいまでの方が入るとかわいらしく見えます。

【貸出期間】 最長4日間

## 9 ホームページについて

担当

地域振興課 地域活動係

☎540-2234

### ～港北区連合町内会・行政等の自治会町内会活動支援サイト～

#### ■ 港北区連合町内会ホームページ

<http://www.kouhoku-kurenkai.net/>

で検索

港北区の地区連合町内会長で構成される、「港北区連合町内会（区連会）」によるホームページです。各月の定例会のレジュメや、各種様式のダウンロード、自治会町内会の検索等が行えます。

港北区連合町内会のホームページに、各自治会町内会のホームページのリンクを貼りたい場合は、地域振興課までご連絡ください。

#### ■ 港北区連合町内会定例会会議資料のページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/sinkou/kurenkai/>

で検索

各月の区連会定例会での資料をご覧いただけます。

#### ■ 横浜市町内会連合会ホームページ

<http://www.yokohama-shirenkai.org/>

で検索

横浜市の各区連合町内会長で構成される、「横浜市町内会連合会（市連会）」によるホームページです。自治会町内会活動に関する支援サイトで、他区の自治会町内会のホームページにもリンクされていて参考になります。

#### ■ 横浜市市民局ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/jitikai/>

で検索

横浜市の自治会町内会に関する各事業の情報が掲載されています。

- 地域活動推進費
- 自治会町内会館整備助成
- 地縁による団体の認可
- 自治会町内会規約例

## 10 中高層建築物新設の情報提供

担当	地域振興課 地域活動係 ☎540-2234 (条例(※)について 建築局中高層調整課 ☎671-2350)
ホームページ	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/gene/soudan/joureiannai/">http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/gene/soudan/joureiannai/</a>

※条例：横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例

一定の高さを超える中高層建築物、一定の面積を超える大規模建築物に該当するマンション建築計画については、着工前に建築主から横浜市へ、条例(※)に基づく「標識設置届」が提出されます。そこで、標識設置届がなされた際には、区役所地域振興課から建設予定地に該当する自治会町内会あてに、自治会町内会エリア内にマンションが建設される旨についてお知らせいたします。

### (1) 対象となる建築物

中高層建築物	住居系地域	高さ10mを超えるマンション
	非住居系地域	高さ15mを超えるマンション
大規模建築物	住居系地域	延べ面積1,000㎡を超えるマンション

※住居系地域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、無指定地域

※非住居系地域：上記住居系地域以外（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域）

※戸数の大小は関係なく、上記基準が対象となります。

### (2) お知らせする項目

建築主、建設予定地の住所、総戸数、完成予定日

## 11 活動中のケガや事故について（横浜市市民活動保険制度）

担当	総務課 庶務係 ☎540-2206
ホームページ	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/soumu/boranthia.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/soumu/boranthia.html</a>
申請書のダウンロード	上記港北区ホームページからダウンロードできます。

横浜市では、市民の方が安心してボランティア活動を行えるように、横浜市があらかじめ保険料を負担し、保険会社と保険契約をして横浜市市民活動保険制度を運営しています。

この保険は、事前の加入や登録の手続きは必要ありません。

万が一、事故が起きてしまった場合に、日頃の具体的なボランティア活動内容や、事故の状況等を書面でご報告いただき、活動や事故が市民活動保険の要件をみたしているかどうかについて、市と保険会社が審査を行います。

なお、事故の状況等によっては保険の適用にならない場合がありますので、個別具体的な適用については、市や区の担当者に問い合わせをお願いします。

### （1）保険の対象となるボランティア活動

- ア 自主的に構成されたグループ・個人や、自治会町内会などが行っている活動
- イ 無報酬（交通費等実費の支給等を除きます。）
- ウ 継続的・計画的に実施されている活動
- エ 公益性のある活動

※ 保険適用範囲には、準備活動及び活動場所への往復経路も含まれます。

#### 【市民活動保険の対象とならない代表的な例】

- ・スポーツ・文化活動など（お祭り、運動会、防災訓練、講演会など）の**参加者**
- ・親睦が目的のレクリエーション活動や互助的な活動
- ・学校管理下の活動・PTA活動の事故 など

### （2）保険の種類

#### ア 傷害事故

：ボランティア活動中に発生した急激かつ偶然な外来事故によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した事故

#### イ 賠償責任事故

：ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他のボランティア活動者または第三者の生命・身体・財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う事故

## 12 特別相談

担当	区政推進課 広報相談係 ☎540-2222
ホームページ	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/suisin/kouhou/senmonsoudan.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/suisin/kouhou/senmonsoudan.html</a>

法律、税金、登記、交通事故など、日々の暮らしの中で困った問題が起きた時、区役所の特別相談をご利用ください。専門の相談員が無料でお答えします。

### 特別相談一覧表

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

相談項目	内 容	相 談 員	実 施 日	相談の予約
法律相談 (予約制)	借地・借家、相続、 離婚など	弁護士	毎週水曜日 第 1・3 木曜日 午後 1 時～ 4 時	各相談日の 1 週間前～
司法書士相談 (予約制)	消費者金融など 金銭関係、相続、 不動産登記、成年 後見など	司法書士	第 1・3 火曜日 午後 1 時～ 4 時	随時
公証相談 (予約制)	遺言、相続、借地 借家、公正証書	公証人	第 2 木曜日 午後 1 時～ 4 時	随時
交通事故相談 (電話相談可)	保険の請求、示 談、慰謝料など	交通事故 相談員	第 3 金曜日 午前 9 時～ 1 2 時 午後 1 時～ 4 時	—
行政相談 (予約制)	国の行政につい ての苦情・要望	行政相談員	第 2 火曜日 午後 1 時～ 4 時	各相談日の 1 週間前まで

※祝日、12月28日～1月4日を除きます

## IV 地域で活動する団体・委員について

### 1 明るい選挙推進協議会推進員・地区代表

担当	総務課 統計選挙係 ☎540-2213
次回推薦依頼時期	平成 28 年 11 月～平成 29 年 1 月頃（任期 2 年）
ホームページ	
推薦書のダウンロード	

港北区明るい選挙推進協議会は、選挙に関する啓発活動を行っている団体です。様々な啓発イベントを通して、きれいな選挙の実現と有権者の積極的な投票参加を目指し活動するほか、選挙時の業務へのご協力をお願いしています。各自治会・町内会から推進員を、連合町内会から地区代表の推薦をお願いしています。

- ・任期 2 年(※)
- ・依頼時期 11 月～1 月

### 2 国勢調査調査員

担当	総務課 統計選挙係 ☎540-2213
次回推薦依頼時期	平成 32 年 3 月～5 月頃
ホームページ	
推薦書のダウンロード	

国勢調査は、10 月 1 日を基準日に 5 年ごとに行われます。日本に住んでいるすべての人（外国人を含む）を対象に、世帯ごとに実施する大規模な調査のため、各自治会町内会に調査員の推薦をお願いしています。

※次回は平成 32 年 10 月 1 日に実施します。

### 3 スポーツ推進委員

担当	地域振興課 生涯学習支援係 ☎540-2240
次回推薦依頼時期	平成 28 年 11 月～平成 29 年 2 月頃（任期 2 年）
ホームページ	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/sinkou/sports/sposhin.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/sinkou/sports/sposhin.html</a>
推薦書のダウンロード	

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基づく非常勤の特別職公務員で、地域のスポーツ振興を目的に、区内で 155 人の方が委嘱されています。活動は、港北駅伝大会、港北区ペタンク大会、港北区グラウンドゴルフ大会などの区や地区（または、自治会町内会）を単位としたスポーツ・レクリエーション大会の企画・実施、市単位で行われる世界トライアスロンシリーズ横浜大会、横浜マラソンなどのスポーツ事業への参画・協力を行っています。

委員の任期は 2 年で、地区連合単位にご推薦いただく人数を決め、各自治会・町内会に推薦の依頼を行っています。

委員の年齢は、改選年の 4 月 1 日現在で、新任の場合原則 60 歳未満、再任の場合 70 歳未満となっています。

### 4 青少年指導員

担当	地域振興課 生涯学習支援係 ☎540-2238
次回推薦依頼時期	平成 29 年 11 月～平成 30 年 2 月頃（任期 2 年）
ホームページ	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/sinkou/seishi/">http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/sinkou/seishi/</a>
推薦書のダウンロード	

青少年指導員は、地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進することにより、青少年の健全育成を図ることを目的として活動しています。

162 人の指導員の任期は 2 年で、地区連合単位にご推薦いただく人数を決め、自治会町内会に推薦の依頼を行っています。

指導員の年齢は、改選年の 4 月 1 日現在で、原則、新任の場合 20 歳以上 65 歳未満、再任の場合 70 歳未満となっています。

## 5 消費生活推進員

担当	地域振興課 地域活動係 ☎540-2243
次回推薦依頼時期	平成 28 年 11 月～平成 29 年 2 月頃（任期 2 年）
ホームページ	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/sinkou/shouhi.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/sinkou/shouhi.html</a> <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shogyo/kurasi/suisin.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shogyo/kurasi/suisin.html</a>
推薦書のダウンロード	

横浜市では、横浜市消費生活条例に基づき、自治会町内会に消費生活推進員の推薦をお願いしています。

消費生活推進員は、悪質商法被害防止に関する啓発講座の開催、環境にやさしい購買行動の推進や消費者と事業者の交流促進を推進するものであり、区内で 133 人の方が活動しています。推進員の任期は 2 年で、市内在住で 20 歳以上であることが要件になります。また、年 1 回、消費生活推進員だより「あゆみ」を発行し、自治会・町内会にむけて情報発信をしています。

## 6 環境事業推進委員

担当	資源循環局 港北事務所 ☎541-1220
次回推薦依頼時期	平成 28 年 11 月～平成 29 年 2 月頃（任期 2 年）
ホームページ	
推薦書のダウンロード	

環境事業推進委員は、ヨコハマ 3<sup>スリム</sup>R 夢プランを進めるうえで、分別・リサイクルの「資源循環型」だけではなく、ごみそのものを減らす「発生抑制」を推進し、地域においてごみの減量による脱温暖化に向けた 3 R 行動のほか、清潔できれいな街づくり等に取り組んでいただいています。委嘱期間は、2 年間で、自治会・町内会から 1 名の推薦を基本としていますが、地域の事情に応じて柔軟な対応をさせていただきます。

## 7 民生委員・児童委員、主任児童委員

担当	福祉保健課 運営企画係 ☎540-2339
次回推薦依頼時期	一斉改選：平成 28 年 5 月～8 月頃（任期 3 年） ※このほかに欠員補充・増員の依頼があります。
ホームページ	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/fukuho/minseiiin.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/fukuho/minseiiin.html</a>
推薦書のダウンロード	

民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱される特別職の非常勤公務員で、任期は3年です。地域住民の福祉や生活援助活動など地域福祉の推進役として相談援助活動や行政等との連絡・調整などを行います。

民生委員・児童委員の選出については、その地区の自治会町内会長を中心に「地区推薦準備会」（主任児童委員は、地区連合会単位に「連合地区推薦準備会」）を組織していただき、推薦いただいています。推薦いただいた候補者は市を通して国へ上申します。

委員の年齢は、改選年の4月1日現在で、新任の場合原則68歳まで（主任児童委員は54歳）、再任の場合74歳まで（主任児童委員は原則60歳）となっています。

- ・推薦依頼時期 7月頃（12月1日付欠員・増員等の委嘱 ※一斉改選年は5月に依頼）  
2月頃（7月1日付欠員・増員等の委嘱）

## 8 保健活動推進員

担当	福祉保健課 健康づくり係 ☎540-2362
次回推薦依頼時期	平成 28 年 11 月～平成 29 年 2 月頃（任期 2 年）
ホームページ	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/fukuho/20141030105852.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/fukuho/20141030105852.html</a>
推薦書のダウンロード	

保健活動推進員は、地域における健康づくりの推進役として、生活習慣病予防などの健康づくり活動や各地域における体力測定、ウォーキング、禁煙啓発活動、健康体操などを行っています。

保健活動推進員の選出については、各自治会町内会に推薦いただいています。

- ・任期 2年
- ・依頼時期 11月

## 9 食生活等改善推進委員会（ヘルスマイト）

担当	福祉保健課 健康づくり係 ☎540-2362
次回推薦依頼時期	平成 28 年 11 月～平成 29 年 2 月頃（任期 2 年）
ホームページ	
推薦書のダウンロード	

「私達の健康は私達の手で」を合言葉に地域でのふれあいを深めながら仲間を増やし、地域ぐるみの健康づくりを目指しています。推進委員会は福祉保健センターの「食生活等改善推進員セミナー」の修了者で組織され、全国で約 18 万人が愛称「ヘルスマイト」として活動しています。

ボランティアとして地域住民への健康づくりの普及活動を行うとともに、自主的に学びあう研修も定期的に行っています。

## 10 友愛活動員

担当	高齢・障害支援課 高齢・障害係 ☎540-2317
次回推薦依頼時期	平成 30 年 3 月頃（任期 2 年）
ホームページ	
推薦書のダウンロード	

地域における高齢者福祉の向上を目的として、地域に住む隣人同士、同じ高齢者同士の心と心のつながりを大切にして、高齢者に対する友愛活動（話相手や外出援助など）や高齢者福祉に関する情報の提供などを行っています。友愛活動員の推薦については、区老人クラブ連合会会長が候補者を市老人クラブ連合会理事長に推薦し、2年の任期で委嘱されます。

## 11 家庭防災員

担当	港北消防署 予防係 ☎546-0119
次回推薦依頼時期	毎年 11 月～3 月頃（受講者推薦）
ホームページ	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kabou/">http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kabou/</a>
推薦書のダウンロード	

家庭防災員制度は、自らの家庭は自らの手で守る「自助」から始まり、地域防災の担い手としても活躍いただけることを目指した研修制度です。

毎年、自治会・町内会から推薦をいただき、一年間を研修期間として、防火研修・救急研修・風水害研修・震災対策研修、災害図上訓練を行い、研修受講者に対し、市長名の「修了証」を交付します。

研修修了以降は、地域の自主活動や防災訓練に参加していただいています。

- ・依頼時期 毎年 11 月～3 月

## 12 消防団員（※消防団として活動できる方を募集しています）

担当	港北消防署 庶務係 ☎546-0119
募集時期	随時募集
ホームページ	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/shouboudan/">http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/shouboudan/</a> <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/shouboudan/05-14.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/shouboudan/05-14.html</a>

消防団は、普段は自分の職業や学業を持ちながら、平常時には地域の防火・防災の担い手として、また、災害発生時には、消火・警戒などの消防活動を行い、地域の防災リーダーとしての役割を担っています。

近年、消防団員数は減少傾向にあり、高齢化も進んでいることから、将来の担い手となる若い団員の確保に取り組んでいます。

今後、市内企業の社員の方々や大学生に入団を呼びかけ、消防団の活性化に繋げるとともに地域防災体制の一層の充実を図っていきたいと考えています。

- ・消防団員の身分は、非常勤特別職の地方公務員です。
- ・入団資格は、年齢 18 歳以上で横浜市に在住、在勤又は在学している人ならば、男性でも女性でも入団できます。

### ■港北消防団員 協力の店

地域の防火・防災に尽力する消防団員及びその家族に対し、港北区商店街連合会が感謝の意を込めて「港北消防団員 協力の店」をスタートしました。消防団員とその家族は、協力の店でのお買い物の際に「港北消防団員・家族カード」を提示することで、割引などの店独自の特典サービスを受けることができます。

## V その他

### 1 区役所の窓口案内

#### (1) 1階

窓口	課・係・電話番号	業務内容
1	区政推進課広報相談係 540-2221~2223	窓口案内、市で発行している冊子やパンフレットなどの閲覧・配布、区民相談・市政に関する要望・陳情、情報公開の受付・広報、ミズキー
2	戸籍課証明窓口 540-2254~2256	住民票の写し、年金現況証明、印鑑登録証明書、戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄抄本）、戸籍の附票の写し
11	高齢・障害支援課高齢・障害係 540-2317	指定難病医療費助成制度、敬老特別乗車証、福祉特別乗車券、福祉タクシー券、濱ともカード ※小児特定疾患、18歳未満の方の乗車券等は、こども家庭支援課で取り扱います。
	高齢・障害支援課高齢者支援担当 540-2327	要介護高齢者サービス、訪問指導、介護予防、認知症高齢者支援
	高齢・障害支援課障害者支援担当 540-2237	身体・知的障がい者（18~64歳）の福祉保健相談、難病患者支援
	福祉保健相談全般	ご来庁時の相談
12	高齢・障害支援課介護保険担当 540-2325	要介護認定に関すること ※申請の受付は11番窓口で承ります。
13	高齢・障害支援課障害者支援担当 540-2377	精神保健福祉相談、自立支援医療（精神通院医療）、精神障害者保健福祉手帳
14	こども家庭支援課こども家庭係 540-2340	母子健康手帳、乳幼児健診、児童手当、育成医療、小児特定疾患、福祉特別乗車券・福祉タクシー券（18歳未満の方）
	540-2365 ~2367	両親教室、女性のための健康相談、母子訪問、赤ちゃん会、子育て支援
	こども家庭支援課 こども家庭支援担当 540-2388	子ども・家庭支援相談
	こども家庭支援担当 540-2320	児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付 ※ご来庁時の相談は11番窓口で承ります。
	540-2212	地域・学校との連携、放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクール
14-1	こども家庭支援課 540-2280 保育担当	区内保育所・認可外保育施設等の運営・指導、保育所入所申請・相談
	540-2242	放課後児童クラブ
15	生活支援課生活支援係 540-2329~2334	生活保護の相談・決定・実施
	生活支援課事務係 540-2341	生活保護費の支払い、戦没者遺族援護特別給付金の申請、特別弔慰金の申請

## (2) 2階

窓口	課・係・電話番号	業務内容
21	戸籍課登録担当 540-2254~2256	転入・転出等の住民異動届出、印鑑登録、マイナンバーカード、公的個人認証
22	戸籍課登録担当 540-2254~2256	小中学校への就学・転入学、住居表示
24	戸籍課戸籍担当 540-2250~2252	出生・婚姻・死亡等の届出、埋葬・火葬許可証
25	保険年金課国民年金係 540-2346~2347	国民年金加入の手続・相談、保険料免除・学生納付特例の申請、障害基礎年金の諸届
26	保険年金課保険係 540-2351・2353	小児・重度障害者・ひとり親家庭等の医療費助成（小児医療証・重度障害者医療証・福祉医療証）、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の給付、高額療養費、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、介護保険住宅改修、葬祭費、出産育児一時金、治療用装具（コルセット等）、高額介護合算療養費、高額介護サービス費
27	保険年金課保険係 540-2349・2350・2352・2354・2344	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の資格異動の手続き、保険料に関すること、特定健康診査・指導（～74歳）
28	区会計室会計係 540-2311~2312	公金の支払手続

## (3) 3階

窓口	課・係・電話番号	業務内容
30	税務課市税証明等	課税（非課税）証明、納税証明、評価証明等の発行、住宅用家屋証明（中古住宅）の発行、納付書の再発行、原動機付自転車の登録・廃車等、図面の閲覧
31	税務課市民税担当 540-2264~2268	個人の市・県民税の申告・課税
32	税務課市民税担当 540-2271	軽自動車税の課税・相談
33	税務課収納担当 540-2291~2294、 2296~2303	市税の納付・相談、納付書の再発行、滞納市税の納付・相談、差押え・公売
34	税務課家屋担当 540-2281~2285	固定資産税・都市計画税（家屋）の評価・課税
35	税務課土地担当 540-2275~2279	固定資産税・都市計画税（土地）の評価・課税
36	福祉保健課運営企画係 540-2338~2339	民生委員・児童委員関係、小災害被災者見舞金の給付
	福祉保健課事業企画担当 540-2360	地域福祉保健計画【ひっとプラン港北】、地域ケアプラザの管理・運営、福祉保健に関する事業の企画調整
37	福祉保健課健康づくり係 540-2362	がん検診、予防接種、感染症予防、結核予防、被爆者関係、肝炎治療医療費助成、アスベスト、歯科相談、食生活健康相談、食生活等改善推進員関係、保健活動推進員関係

(3階 [つづき])

窓口	課・係・電話番号	業務内容
38	生活衛生課食品衛生係 540-2370~2371	飲食店等営業の申請・届出、食品衛生相談、医療機関・薬局等の申請・届出、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・栄養士・調理師・製菓・ふぐ等免許申請
39	生活衛生課環境衛生係 540-2373~2374	理美容・クリーニング所・旅館・浴場・プール・温泉・興行場等営業の申請・届出、受水槽・ビルの衛生管理、災害応急用井戸、住まいの衛生・ハチ・害虫等、犬の登録、犬・猫等の動物相談、動物取扱業の届出

(4) 4階

窓口	課・係・電話番号	業務内容
42	区政推進課企画調整係 540-2229~2230	区の主要事業の企画調整、まちのルールづくり相談コーナー、まちづくりに関すること
43	総務課統計選挙係 540-2213~2216	各種統計調査（国勢調査等）、各種選挙（不在者投票等）、区選挙管理委員会
44	総務課庶務係・予算調整係 540-2206~2208	町名地番変更等の証明、災害対策（町の防災組織、避難場所等）、自動車臨時運行許可（仮ナンバー）、横浜市市民活動保険（ボランティア保険）、区役所の庶務
45	地域振興課生涯学習支援係 540-2238~2241	生涯学級・家庭教育学級、青少年健全育成、スポーツ振興、文化振興、成人式
	地域振興課区民施設担当 540-2242	区民利用施設の管理・運営
46	地域振興課地域活動係 540-2234~2235	自治会・町内会その他住民組織、消費生活、交通安全、防犯灯の設置
	地域振興課地域力推進担当 540-2247	協働推進の企画・調整
47	地域振興課資源化推進担当 540-2244	資源化推進、街の美化、ごみの不法投棄対策
48	地域振興課区民活動支援センター 540-2246	市民活動・生涯学習情報の提供・学習相談、学習機材の貸出し、学習グループの交流の場の提供、グループ・団体ガイド

(5) 港北土木事務所

※所在地：港北区大倉山七丁目 39 番 1 号（港北区総合庁舎とは別の建物です。）

係・電話番号	業務内容
管理係、道路係、下水道・公園係 531-7361	市道の管理、道路・水路の補修改良と占用許可道路のパトロール、下水道の新設・修繕、工事の指導・監督、市道・水路等と民地との境界調査など、公園の管理（岸根公園、新横浜公園、大倉山公園を除く。）

## 2 自治会町内会Q & A

### ◆自治会町内会について◆

Q) 横浜市の自治会町内会は、いつから始まったのですか？

A) 横浜市における町内会の起源は、市制施行翌年の明治 23 年（1890 年）に作られた「衛生組合」に求められるといわれています。

その後、明治 30 年（1897 年）公布の「伝染病予防法」により市町村が衛生組合に対して伝染病予防のための費用補助を行うようになり、衛生組合は町内の衛生に加えて地域社会の活動や市行政に対しても協力するようになったといわれています。

大正 12 年（1923 年）の関東大震災の混乱状態の中から生まれた「自警団」が難民救済や町の治安に大きな力を発揮しましたが、やがて「青年会」や「町内会」などが任意団体として市内各地で自治活動を行うようになりました。

昭和 15 年（1940 年）、内務省は「部落会町内会等整備要綱」を訓令し、「町内会」を上意下達の行政組織として全国的に整備し、町内会の下に 10 戸前後の「隣組」を作らせました。

そして終戦後、昭和 22 年（1947 年）1月に内務省要綱が廃止され、同年5月にはポツダム政令 15 号により町内会は解体し、国や自治体の行政協力機関として住民の意見や要望を自由に出させるための「弘報委員会」が設置されました。形式上は解体された町内会でしたが、戦後の社会的混乱、犯罪の増加、伝染病の流行、配給物資の遅れなどの諸問題に取り組むため、「防火防犯協会」、「赤十字奉仕団」などと名称を変えた町内会が、潜在的に活動を続けていました。

講和条約締結のころから「防犯協会」などに名称を変えていた地域組織が「町内会」に改組するなど、自治会町内会組織の再結成の機運が高まり、これに呼応して、昭和 31 年（1956 年）に市は地域社会における新しい市民組織として「町内会」組織を育成する方針を打ち出しました。また、「町内会」側もこれに呼応し、「町内会」組織を通じて「広報よこはま」の全戸配布が行われるようになりました。

この頃から、新たに開発された地域では、団地管理組合の性格をもった自治会町内会などが続々と結成され、これら組織間の連絡調整・広域的事業の推進を図るため、連合町内会が結成されるようになりました。その一方で、弘報委員会は、広域的組織であるため資金が十分でない、活動の手足がないなどの理由により昭和 35 年（1960 年）には組織を発展的に解消して連合自治会に移行することになりました。

そして昭和 36 年（1961 年）、行政区ごとに連合町内会長連絡会、市連合町内会長連絡会（昭和 50 年 6 月 12 日に横浜市町内会連合会へ改称）が結成され、今に至ります。

※横浜市連合町内会ホームページより抜粋

Q) 地区連合町内会（地区連）とは

A) 自治会町内会は、住民相互の親睦や福祉・環境・防災・防犯等の地域活動を行い、多くの地域住民が参加している代表的な住民自治組織ですが、今日の地域活動では、あら

ゆる分野において、地域を越えた広域的な取組が必要となることが少なくありません。

そこで、市内では地区連合町内会が組織されています。地区連合町内会は、各単位の自治会町内会長を中心に運営されていますが、地域によっては単位自治会町内会の副会長や各種団体の代表者等を加えている場合もあります。

自治会町内会のほとんどが参加し、主に自治会町内会相互の連絡調整を行うとともに、地域住民の福祉増進のために広域的な事業を実施しています。

#### Q) 区連合町内会（区連会）とは

A) 横浜市内には、18の区連合町内会があります。

区連合町内会は、区内の地区連合町内会長で構成され、地区連合町内会相互の情報交換や区連合町内会自らが自主的な活動を行う一方、区役所など行政との情報交換などを行っています。また、学校や警察、企業と連携し、広域的な問題に積極的に活動しています。

行政からの情報提供や依頼事項のほとんどは、市連合町内会（18区の区連合町内会で構成）、区連合町内会を通じ、地区連合町内会に加入する自治会町内会へ伝達されます。

#### Q) 自治会町内会の区域は何を基準にして区切られているのか

A) 特に明確な基準はありません。かつての集落や共同体などの歴史的な経緯のほか、大字・町丁別、開発区域、大きな道路を境にするなど、区域の広さ、加入戸数もさまざまです。大規模マンションや団地ごとに自治会町内会が組織されている場合もあります。

#### ◆自治会町内会への加入と活動◆

#### Q) 自治会町内会加入のメリットは

A) 自治会町内会では、災害時に備えて防災訓練や防犯パトロールのほか、さまざまな福祉活動など皆さんが安全・安心にすごせるような活動を行っています。また、ごみ集積場所の維持管理や道路清掃などの美化活動も行っています。加入いただくことでお互いの信頼関係を築き、地域での絆を深め、助け合える関係を育むことができます。

また、横浜市の広報紙などの配布や回覧などにより、地域の情報を入手することができます。

#### Q) 加入しないといけないのか

A) 自治会町内会への加入を強制することはできませんが、自治会町内会は地域の皆さんが地域で安心・快適に生活していくための基盤で、同じ町に住む住民として助け合い、共同体の一員として共通する課題をいっしょに解決するための組織が自治会町内会ですので、ぜひご加入ください。

Q) 自治会町内会は区役所の関係団体ではないのか

A) 自治会町内会は、区役所から広報紙の配布や回覧などの情報提供、各種事業への協力を依頼されることはありますが、あくまで地域住民が自主的に運営している任意の団体です。

Q) 税金を払っているから区役所が地域のことをしてくれるのではないか

A) 少子高齢化やライフスタイルの変化などを受け、地域の課題も多様化しています。こうした中で、より住みよい地域を実現させるためには、住民が自らできることは自ら行うことを基本に、地域の課題や社会的な課題に対して、住民と行政が対等の立場で協働して取り組むことが必要です。住民が自主的に運営し、地域の課題に取り組むことができるのが自治会町内会です。

自治会町内会と行政が車の両輪となることで、安全・安心で住み良いまちづくりをすすめていくことができます。

Q) 自治会町内会費はどのように使われているのか

A) 自治会町内会会費は、自治会町内会の予算に入り、毎年総会で内容を審議し、承認を得たうえで使用しています。使い道の詳細は自治会町内会ごとに異なりますが、主に環境美化、防犯灯の維持管理、防災活動、子供会活動費、レクリエーション、敬老会などに使われています。

Q) (体力的に/家を留守がちなので/忙しいので) 役員の仕事や行事への協力はできませんが、加入できますか？

A) 自治会町内会活動を続けていくためには、みんなで公平に負担してやっていただいています。そのときは、ぜひ引き受けてください。

(役員等の免除ができないケースの回答例です。免除等が可能な場合は、各自治会町内会の実情に応じてご回答ください。)

Q) 加入していないが、自治会町内会の行事に参加できるか

A) ぜひご参加ください。行事に参加することで楽しさを知っていただき、隣近所の方とも交流を広げ、加入をご検討いただければと思います。

Q) (学生のため、一時的な居住のため) 長くは住まないから加入できない

A) 短期間の居住でもその間は、ごみの集積場所をきれいにしたり、夜間の道を照らす防犯灯の維持管理など自治会町内会活動は、気づかないところで皆さんの生活に役立っています。会費は、月額で負担いただくようにもできます。ぜひご加入ください。

Q) 住民票を移していませんが、加入できますか？

A) 住民票の有無は問いません。そこに住んでいれば、加入できます。

Q) 個人情報、安全に管理されているのか

A) 会員の皆さんからいただいた個人情報は、会費納入管理、会員相互の連絡や緊急時の場合に使用します。自治会町内会で適正に管理し、自治会町内会活動に使用する目的以外には使用いたしません。

(また、自治会町内会の会員名簿を作成する際は、目的と記載項目、名簿提供の範囲を皆さんにお示しした上で、同意いただける方の情報を掲載いたします。)

Q) 自治会町内会は、「個人情報保護法」の事業者に対する規定は適用されるか

A) 個人情報保護法に定める義務規定が適用される事業者は、「5,000件を超える個人情報を事業活動に利用している者」のみとなるため、5,000件を超える個人情報を持たない自治会町内会は適用対象外となります。

ただし、法律の適用対象外の場合でも、「個人情報の利用目的を明らかにする」「本人の同意を得ないで、利用目的を超える範囲で個人情報を利用しない」「法で定める場合を除き、本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供しない」など、法律の趣旨を踏まえた適切な取扱を心がけましょう。

Q) 自治会町内会で名簿などを作る際の注意点は

A) 自治会町内会の運営のためには、会員情報の把握は必要です。

「自治会町内会の役割と活動、会員相互の連絡や緊急時のために名簿作成が必要である」ことについて、会員の理解を得ながら情報を提供してもらいましょう。

【名簿作成・配布のポイント】

① 利用目的を明確にする

自治会町内会名簿は、自治会町内会の活動、会員相互の連絡、緊急時対応のために作成・利用することを名簿作成時に周知するとともに名簿に記載するなど、その目的を明らかにしましょう。

② 名簿に掲載する項目を限定する

氏名、住所、電話番号など、利用目的に合わせた最小限の情報としましょう。

③ 個人情報を取得するときの留意事項

安全安心で住みよい地域をつくるのが自治会町内会の大きな役割であることを理解していただき、困っている会員がいたときに名簿が必要であることを理解してもらうよう、丁寧に説明しましょう。

④ 利用方法のルールを明らかにする

名簿は、会費の納入管理、文書の送付、緊急時の連絡などといった、自治会町内会活動のために利用すること、また災害時など必要に応じて地区連合町内会、地域防災拠点運営委員会、行政機関等に提供するケースがあることを知らせておきましょう。

⑤ 取扱のルールを明らかにする

会員ひとりひとりが、名簿を紛失したり、第三者（特にセールスなど営業目的）に利用されないよう配慮を求める旨、名簿に記載し周知しましょう。

Q) 自治会町内会エリア内で宅地開発したいという業者から連絡があった。何を伝えればよいか

A) 一例となりますが、戸建て住宅地の開発であれば、当該住戸の住民と周辺住民との間でトラブルとならないよう、当該住戸の住民用のごみ集積場所や防犯灯を設置するようにお伝えした上で、入居する住民に対して自治会町内会に入会するよう、業者から働きかけてもらいましょう。

なお、ごみ集積場所の設置にあたっては資源循環局港北事務所（☎541-1220）との協議が必要です。

また、防犯灯について、開発業者が設置した場合でも、市の仕様を満たしている、電柱に設置されている等の基準を満たすと横浜市へ移管することができます。詳しくは、市民局地域防犯支援課（☎671-3709）をご案内ください。

◆広報紙の配布（→P.12）◆

Q) 広報紙の配布について、自治会町内会未加入者への配布もお願いしているが、未加入者への配布分も謝金の対象となるのか

A) 未加入者への配布も、配布謝金の対象となります。ぜひご協力をお願いします。

◆合同メール（→P.13）◆

Q) 合同メールは、どのような形で送付されてくるのか。また、どのようなものが送付されるのか

A) 合同メールは、自治会町内会から提出された「現況届」に記載された「回覧物等送付先」のご担当者あてに、送付する資料の量に応じて、郵便局の「ゆうパック」または「定型外郵便」で発送しています。（平成28年3月現在）

送付する資料は、①自治会町内会長あての資料（情報提供資料）、②掲示ポスター・チラシ類（掲示板への掲示をお願いします。現況届記載の「掲示板数」分送付します。）、③回覧チラシ類（回覧をお願いします。現況届記載の「班数」分送付します。）です。

◆ごみ・資源物（→P.14）◆

Q) ごみ集積場所にごみが残されたままになっているが

A) 資源循環局港北事務所（☎541-1220）または区役所地域振興課資源化推進担当（☎540-2244）へご連絡ください。なお、ごみが残されている原因として次の理由が考えられます。

① ごみの分別がなされていない、または当日収集するごみの種類とは異なるごみが出されている。

→ 収集できない旨のラベルが貼り付けられています。すぐに収集すると啓発の効果

がないため、数日間残したままとなりますのでご了承ください。

## ② ごみの収集もれ

Q) 資源物（古紙、古布類）が回収されず残っているが

A) 資源物の回収については、資源回収業者と自治会町内会（子ども会等の場合もあります）との契約に基づいて回収を行っています。

回収もれの場合は、お手数ですが契約先の回収業者にご連絡ください。

Q) 資源集団回収のメリットは

A) 資源集団回収を行うことにより、資源集団回収を実施している自治会町内会等に奨励金が交付され、活動費として利用できます。

このほか、地域の資源回収業者を活用することで、地域経済の活性化を図ることができるなどのメリットがあります。

Q) ごみと資源物の分け方・出し方のパンフレットが欲しい

A) 区役所 1 階案内窓口、または地域振興課資源化推進担当（区役所 4 階 47 番窓口）にてお渡ししています。1 階案内窓口では在庫数の関係上 1 部しかお渡しできませんので、複数部ご希望の場合は、お手数ですが 4 階地域振興課資源化推進担当までお越しください。

なお、パンフレットは資源循環局ホームページからダウンロードできるほか、スマートフォン向けのアプリも用意しております。

・ダウンロードページ：[横浜市 ごみと資源物の分け方 パンフレット](http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-data/pamph/wakedashi/#f_dashikata)で検索)

[http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-data/pamph/wakedashi/#f\\_dashikata](http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-data/pamph/wakedashi/#f_dashikata)

## ◆公園・道路◆

Q) 盆踊りや防災訓練などで、公園を利用することは可能か

A) 港北土木事務所（☎531-7361）にご相談ください。（ご相談の上、公園内行為許可申請書など必要な手続きがございます。）

なお、岸根公園・新横浜公園・大倉山公園・菊名桜山公園については、環境創造局北部公園緑地事務所（三ツ沢公園内・☎311-2016 6月移転予定）にご相談ください。

Q) 公道上のガードレール、カーブミラーが壊れている

A) 公道上のガードレール、カーブミラーは港北土木事務所が管理しています。土木事務所（☎531-7361）までご連絡ください。

Q) 道路標識が曲がっている、壊れている

A) 案内標識や自転車駐輪禁止看板は港北土木事務所で管理していますので、土木事務所（☎531-7361）までご連絡ください。

また、交通規制標識（スピード制限・駐車禁止・一時停止等）は警察署が設置・管理を行っています。港北警察署（☎546-0110）までご連絡ください。

Q) 道路に動物の死骸がある

A) 資源循環局港北事務所（☎541-1220）までお問い合わせください。

Q) 道路にごみが捨てられている

A) 港北土木事務所（☎531-7361）までご連絡ください。

なお、道路上でもごみ集積場所に捨てられている場合は、区役所地域振興課資源化推進担当（☎540-2244）または資源循環局港北事務所（☎541-1220）へご連絡ください。

Q) 道路に自転車がずっと置かれている

A) まず、盗難された自転車の可能性がありますので、自転車の「防犯登録シール」が貼ってある場合は、港北警察署（☎546-0110）にご連絡ください。盗難届が出ている場合は、警察署から所有者に連絡されます。

盗難車両でない場合、置かれている場所によって連絡先が異なります。

- ① 放置自転車禁止区域に置かれている場合：道路局交通安全・放置自転車課（☎671-3644）または区役所地域振興課
- ② 放置自転車禁止区域以外の公道に置かれている場合：港北土木事務所（☎531-7361）
- ③ 私道など私有地に置かれている場合：土地の所有者・管理者にご連絡ください。

◆防犯◆

Q) 犯罪の発生を知りたい

A) 区役所では、港北警察署から提供された街頭犯罪などの情報を、登録されたメール・FAXへ配信する「港北区 防犯情報メール」を行っています。

また、港北警察署から事件発生の報を受けた場合等にも随時情報を配信しますので、ぜひご登録ください。

《登録方法》

① パソコン・携帯電話の場合

希望エリアのメールアドレス（→P.45）を入力し、空メールを送信してください。

※件名欄に何か1文字（「1」や「あ」など）を入力してください。

② FAXの場合

「配信を希望するFAX番号」と「配信を希望するエリア」を明記のうえ、港北区地域振興課へFAX送信ください。（FAX:540-2245）

## 《配信エリア》

### ①北部

- ・登録送信メールアドレス kbaaan@city.yokohama.jp
- ・対象エリア 日吉、日吉本町、箕輪町、下田町、綱島東、綱島西（四丁目を除く）、綱島上町、綱島台、高田東、高田西、高田町

### ②東部

- ・登録送信メールアドレス kbaaae@city.yokohama.jp
- ・対象エリア 大曽根、大曽根台、樽町、師岡町、大倉山

### ③西部

- ・登録送信メールアドレス kbaaaw@city.yokohama.jp
- ・対象エリア 新吉田東、新吉田町、新羽町、北新横浜、綱島西四丁目

### ④南部

- ・登録送信メールアドレス kbaaas@city.yokohama.jp
- ・対象エリア 大豆戸町、菊名、篠原北、錦が丘、富士塚、篠原東、篠原町、仲手原、篠原台町、篠原西町、新横浜、小机町、烏山町、岸根町

この他に港北警察署・神奈川県警察でも情報提供を行っています。

- ・港北警察署ホームページ（[港北警察署](#)）で[検索](#)）  
：「身近な犯罪・不審者情報」のページで不審者や痴漢などの情報も提供しています。
- ・神奈川県警察「ピーガルくん 子ども安全メール」  
（[ピーガルくん 子ども安全メール](#)）で[検索](#)）  
：登録すると、子どもに対する「声かけ事案」「不審者情報」「痴漢」「公然わいせつ」「脅迫・暴行等」「凶悪事件」「警察からのお知らせ」が配信されます。

## ◆その他◆

Q) 自治会町内会長永年在職者表彰の表彰基準は

A) 年度を単位に、次の基準で表彰されます。

- ①自治会町内会長 在職 10 年以上：5 年ごとに市長表彰
- ②地区連合町内会長 在職 10 年：市長表彰
- ③自治会町内会長 在職 5 年：区長表彰



～ M E M O ～



横浜F・マリノス マリノスケ

©Y.F.MARINOS/SCBF

28年1月、港北区連合町内会は横浜F・マリノス、港北区役所との3者で「ホームタウン活動の協力に関する基本協定」を締結しました。

毎年2万人以上の方が転出入で入れ替わっている港北区。地域で希薄になりがちな「人のつながり」をつくり、区民みんなの気持ちをまとめ、そして港北区を「ふるさと」と思ってもらえるような街にするうえで、横浜F・マリノスの存在はとても大きく、わたしたち港北区民にとって大切な財産です。

みんなで横浜F・マリノスのホームタウン活動を地域から盛り上げ、そして港北区を盛り上げていきましょう。

## 港北区 自治会町内会活動のしおり

平成28年3月 発行（非売品）

発行 港北区連合町内会

TEL 540-2234 FAX 540-2245

印刷 山王印刷 株式会社